

第百六十二號 第三種 第七卷 十月

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. X. OCTOBER, 1904.

VOL. XVII.

本月(即)二十日發行

明治廿七年五月刊

十月二十日發行

明治三十七年

監獄協會雜誌

第七拾卷

第十號

監獄協會發行

第十七卷第十號目次

○論 說 (一頁)

●小河氏著答刑論を讀む(承前) 法學士 鈴木宗吉

●假出獄人に就て 河野純孝

●出獄人婦女の保護に就て 原胤昭

○寄 書 (二十七頁)

●人才論 伊勢 森 團次郎

●罪囚の理財性と領置金の利殖 進藤 正直

●逃走と疾病とに關し聊か所見を述べ 田舎 漢

●監海の寸鐵に蛇足す 在綱 走 安 田 半 農

●時勢に對する監海の風潮は如何 土 明 堂

●法は活かしむ可し死せしむ可らず 睡 虎 生

○統 計 (四〇頁)

●明治三十七年八月末日現在全國在監人員表

○海外通信 (四六頁)

●盤井宗成氏の書柬

○出獄人保護育兒及感化事業 (五二頁)

●出獄人保護取扱協約案 ●茨城縣保護會の成績 ●秋田縣陶

●育院規程及現況 (五五頁)

○雜 錄 (五五頁)

●東京便り 香川又二郎

●外數件 香川又二郎

○地方通信 (六四頁)

●叙任辭令 (六九頁)

○監獄協會記事 (七〇頁)

第十七卷第九號目次

○論 說 (一頁)

●小河氏著答刑論を讀む(承前) 法學士 鈴木宗吉

●觀察の必要 香川又二郎

○講 話 (一三頁)

●獄衣と枕の調製方に就て(監獄協會茶話會に於て) 千頭 正澄

○寄 書 (一七頁)

●親靈餘影(四) 秋風春雨樓主人

●刑餘の人を訪ふ 進藤 正直

●感化成績に於ける所感 在名古屋 光 弘 祐 吉

●看守教養に於ける所感 井 蛙 櫻

○統 計 (三二頁)

●明治三十七年七月末日現在全國在監人員表

○海外通信 (三八頁)

●印南氏の書柬

○出獄人保護育兒及感化事業 (三九頁)

●不肖少年の感化 ●免因保護と野崎典獄の談片

○雜 錄 (四二頁)

●脚氣患者發生に就て 大串 榮太郎稿

●外數件 大串 榮太郎稿

○地方通信 (六六頁)

●叙任辭令 (七〇頁)

監獄協會雜誌第拾七卷第拾號

(明治三十七年十月二十日發行)

論說

○小河氏著答刑論を讀む

(承前)

法學士 鈴木宗言

以上述べたる點に付ては今更吾人の喋々を要する迄もなく既に本邦法學の泰斗たる穂積博士は帝國大學法理演習會席上に於て之れが必要正當なる所以を論證して明白なり其要旨に曰く

凡そ刑罰を定むるや絶對的及關係的の標準なかる可らず詳言すれば刑の目的を達し得ること可成的に公平なること及其人道に適ふことの三點より觀察せざるべからず

純正主義及實利主義等は姑く云はず方今に在りては刑罰の目的は一面社會の維持發達を計り一面犯人の改悛を計るにあり答刑果して此目的を達するに適せるか否唯時勢と人の性質とにより決する外なきなり抑々刑罰は苦痛を與ふるものたるは疑なし果して然らば文明的刑罰と非文明的刑罰との別は一に不必要なる

苦痛と惡感情とを與ふるか否かに存すと云はざるを得ず、笞刑は慥に肉體的苦痛を與ふ然れども肉體的苦痛を與ふるもの獨り之れのみならず自由刑と雖も亦肉體的並に精神的苦痛を與へ財産刑亦精神的苦痛を與ふ苟くも刑罰としての苦痛たる以上は其精神的たるも肉體的たるに依り二者輕重の差ある可らず夫の絶對的に體刑を非なりとするが如きは婦女子的感情に過ぎざるなり從て笞刑は肉體的苦痛を與ふるを理由として之を排斥するを得ず必要に應じて之を用うる決して刑罰の本旨に違ふものにあらざるなり

笞刑は不公平の結果を生ぜざるか犯人の年齢其體質其他笞を執る者の如何等により不公平の結果を生ずることなしとせず然れども是れ獨り笞刑に止まらず自由刑死刑を除く財産刑に付て亦一樣の非難あるを免れず但夫れ已むを得ざるに出づ之を豫防し可成公平を計るべきのみ此止むを得ざる理由は未だ笞刑を排斥する根據とならざるなり

刑罰は其制裁力を要する結果肉體的若しくは精神的苦痛を與ふべし而して其如何なる種類の苦痛を以てすべきかは時勢と人の性質とにより決すべきが故に笞刑必ずしも人道に反すと云ふべからず

之を要するに余は笞刑を是認するものなり否更に極論すれば或種の犯罪に付ては笞刑却て他の刑に勝ることあるを信せんと欲す例へば彼の慣行犯若くは青年

幼年者の犯罪の如きに付ては短期自由刑に勝りて其効を奏すべきなり其結果として余は或民級により之を用うるの非を鳴らすと同時に或種類の犯罪又は犯人の種類に限り全國劃一的に此種の刑を採用するを得策なりとなすものなり明治三十七年三月一日發行法學協會雜誌所載)

と眞に斯くの如きのみ誰れか亦た之れを蠻刑酷刑と云ふものあらんや然るに氏が獨り尙ほ之れを以て蠻刑なり酷刑なりと呼稱する所以の理由果して何れにあるべきか想ふに氏は曾て英國に於ける千五百七十年乃至千五百九十七年の法律に於ては暫時ながらも肉を破ふり血を見るに至るまで之れを笞らしと云へるか如き漢初笞殺の法を設け極刑外の極刑を執行するに當り刀に代ふるに大杖を以て笞殺したりしと云へるが如き晉國新政の當初法制尙ほ備はらず笞數未だ制限あらざりしかば數罪を累加し遂に數千に至りしことありしと云へるが如き漢代に於ける掠笞拷問器唐代以後に於る訊杖(同上)の如き若くは金の初め法制尙ほ未だ備はらざるに當てや兵亂の餘縣官多くは横暴以て威を立て甚だしきは鐵笏を杖端に置き因て以て死に致したることありと云ふが如き眞に所謂中古蒙昧時代法律未だ備らざるの時に在つてすら尙ほ絶無僅有の事例寧ろ笞刑を不法に暴用したるの結果を想像し索強附會にも曾て斯くの如き結果を生じたることあるを以て今世の笞刑も亦必ず斯くの如きものならんと想像せるにはあらざるか若し果して然りとせば是れ全く事

實に反せる空想たるに過ぎず而して其空想たる全く謬妄にして採るに足らざるのみならず是れ眞に今世の笞刑を誣ふるものなり既に氏の空想にして全く謬妄に出で隨て其笞刑を呼で蠻刑酷刑となすもの亦全く無根の一誣言に過ぎずとせば氏の所謂蠻刑の下に蠻行を養成するを以て蠻刑たる笞刑は不可なりとの論議は全く徒勞に歸せりと評するの外なし

氏は第三段に於て自ら文明基督教民と稱する歐米各國人が各殖民地に於て笞刑を施行し居る所以は何れも彼等が固有の獸慾的殘忍暴戾の性情より割出して自利的獸慾を逞ふせんが爲め使用する一の蠻行なりと妄斷し本邦に於て之れを模倣せんとするも外國に事例ありとの口實は斷じて臺灣有司の之れを口にするを認容する能はずと論結せり一八頁乃至二八頁然れども氏は笞刑を行ふことは何故に獸慾を逞ふするかためなるやは殆ど説明せざる所にして吾人の以て遺憾とする所なり抑も笞刑の文明的最良寛刑たるは吾人の屢々上來若くは後段に論ずる所にして隨て之れを行ふも亦決して獸慾的殘忍暴戾の利己的行爲たらざるや明なり而して臺灣に笞刑を復興したる所以は吾人が既に縷述せるが如く(一)囚人をして犯罪學校たる監獄に入らしむるの弊を避けしめんが爲めなる(二)受刑者感應力の上に於て臺灣人の如く金錢若くは肉體上に於ける苦痛の外些の廉耻自由の如何を解せざる人衆に對しては刑罰の目的を達せざるが爲め特に短期自由刑に代ふるに尙ほ他の

刑罰を以てするの必要なる(三)臺灣及内地の舊慣寧ろ國粹を踏襲せんとするの必要なる(四)笞刑は之れを文明的諸制度と調和し得べき程度に於て執行せば短期自由刑に代用すべき最良の文明的寛刑たるに依りてなり豈又歐米諸文明國の先例にのみ模倣すと云はんや

然るに氏は之れを誣ふるに外國崇拜は文明後進國の免がれざるの弊にして世人動もすれば事例の外國にありと云ふを以て信憑すべきの金科玉條なりと認め深く其原因及び利害を研究するに及ばず唯だ其皮想若くは半面の利益に垂涎し以て容易に之れを模倣せんと希望するの傾きあるを見る臺灣土人に對して笞刑を採用するに至りしが如きも亦た之がためにあらざるなきを得んやとの妄想邪推を以てし終に外國の事例ありとの口實は余輩斷じて臺灣有司の之れを口にするを認容する能はざる所なりと妄斷せり凡そ何れの國たるを問はず後進國として先進國を模倣するの時代は之れあらん我國に於て佛國刑法を輸入すると同時に我國固有の笞杖刑を廢したるが如きは却て其利害を研究せずして單に佛國の刑制に模倣したるに職由せずんばならず然ども我國は今尙ほ氏が云へるが如く後進國としての模倣時代少くとも法律的模倣時代なるや否や方今日本の法學社會は夙に模倣の失策たりしを看破し就中模倣的臭味の比較的多かりし民法案を修正し治罪法を改正し今又刑法を改正せんと踴めつゝある也此時に當りて新たに法を立つるもの誰れか外

國に事例ありとし原因及び利害をも研究せずして一に模倣に出でんとするものあり然るに氏たるもの之れを是れ思はず一途に數十年前の舊夢を想起し此心以て現今の立法事業を付度し杞憂にも外國に事例ありとの口實は斷じて臺灣有司のために之れを口にするを認容すること能はずと論斷して揚々得色ある所寧ろ噴飯に堪へんや

前述するが如く氏は方今歐米諸文明國の多くが今現に本國及び諸の殖民地に之れを採用し若しくは採用せんとしつゝあるもの少なからざるは何れも殘忍酷薄なる手段を以て彼等固有の利己的獸慾を逞しふせんとするに過ぎずとの牽強附會なる詭辯を弄して僅かに一時を瞞過せんとし尙ほ心に安する能はざりしと見え第四段に至つて歐米各國に於ては既に之れを施行すと雖も今や其の多くは之れを廢止せんとし若しくは其範圍を縮小せんとしつゝありとの空漠たる議論を試み(二九項乃至三三項)次に世界中の最暗國たる露國すら尙ほ之を實地に廢せんとするの傾向ありとの妄説を附加し(三三項乃至三六項)尙ほ其次項に至り獨乙に笞刑復興の説ありしも行はれざるは正義の確められたる者なりと(三六項乃至四一項)の臆測を逞ふし巧みに愚人を瞞著せんと努めたり則ち瞞著せんと努めたりと雖も然れども方今世界に於ける笞刑の實勢は決して斯くの如く退縮的狀態に在るものにあらず反つて世界の第一文明國として賞揚せられ法律的先進國として尊敬を拂はれつゝある英國

の如き獨乙の如き其他諸多の文明邦國の如き何れも彼の自由刑に代ふべき最良なる文明的寛刑として之れを歓迎し其の勢力日に月に駭々として増進しつゝあるを如何せん請ふ見よ英國に於て往古以來連綿として之れを慣用し學理上實際上共に其の得失利弊を研究したるの結果として今や輿論は一般に之を必要正當なりとして歓迎し加之す學者實務家其他有力なる斯道専門の團體等にして尙ほ且つ往々其必要適當なる所以を鼓吹報導しつゝあるにあらずや又見よ自ら考へ深き國と稱し法律的先進國を以て自任せる獨乙に於ては絶て久しく之れを施行せざりしにも拘はらず近十數年來俄かに笞刑の刑罰として適當必要なる所以を認むるに至り學者に論客に將た爲政當局者に口を極めて賞揚鼓吹し終に一般世人に至るまで之れが新設を以て今日の急務たるを信するに至れるもの多く時論は終に一九〇〇年の普國國會に笞刑新設の改正案を提出せしむるに至れり而かも常に考へ深き獨乙國民は一民法の改正にすら尙ほ半世紀餘を費やせる底の沈著なる態度を執れるが故に斯かる時論の眞價を認めたる笞刑新設の改正案も亦た單に當初の一回にして採用せらるゝに至らざりしと雖も遠からずして其の採用せらるべきは期して待つべし又且つ同國が膠州灣の漢族に對して新たに笞刑を規定したるは僅かに數年前にあり又彼の獨乙保護領地たる東亞弗利加カメルントーゴに於ては今より僅かに數年前即ち千八百九十五年二月二十五日を以て男子に對して笞刑を施用せしむる

ととし(亞弗利加保護領地土人裁判權に關する同帝國宰相の命令又近著のエヒヨ
雜誌二月七日發刊)によれば丁抹國に於ては答杖刑を施行する事となり其議案は既
に議會に提出せられたり右は同國司法大臣アルベルチー氏の宿論にして今般彌之
を實行する事となりたる者なるが同國政黨中自由黨及社會合衆黨は之に反對し法
律家中之に反對する者少なからざれども國論は概して同案賛成に傾むき衆議院に
於ては政府黨多數を占め貴族院に於ても其多數を占むる保守黨が同案賛成なれば
答杖刑法案が兩院を通過して彌實行せらるゝの日は遠からざるべしと云ふにあら
ずや上來列記せる一二の實例に依て察するも曾て壓制の反動として極端なる自由
民權説を主張せるの結果利害を討究するの暇なく無謀にも絶對に答刑を廢せしも
の多かりしも爾來學者の研究と實際の經驗とは漸く自由刑の害多くして効少なき
を覺り今や歐米各國共に答刑を新設し若くは復興せんとしつゝあるの事實を證す
るものにして氏の所謂歐米各國の氣運は今や漸く答刑を廢止せん云々との説は大
に事實に反對せり(以下次號)

○假出獄人に就て

(九月本會茶話會に於)

河野 純孝 君

暫く此茶話會も休會になつて居りましたが、珍らしく今日は皆様にお目に掛るこ
とになりました、本年は御承知の通り時局の爲に總ての事に大打撃を受けまして、
何事も消極の方針でやらねばならないと云ふ有様に立到つて居ります、随つて此
監獄の事業も十分に振ふと云ふことは出来ない、寧ろ頗る悲觀的に認めて居ると
云ふ方も澤山ございます、併ながら能々考へて見ますと云ふと、他の事業の振は
ない割合には此監獄の事業は却て活氣を帯びて、寧ろ活躍の姿であると云ふこと
を認めることの出来まするのは誠に御同慶に存する次第でございます、其監獄の
事業が他の事業に比して振つて居ると云ふことの一つの現象は、本年に入りまし
て假出獄の著しく増加したと云ふことであります、御承知の通り假出獄は此行刑
上の頗る良制度でございます、成るだけ之を利用して、廣く在監人の爲に此方
法を當籤めると云ふことは非常なことでございますが、併ながら今日までの有様
を眺めて見ますと、頗る狭い範圍に限られてせうも此假出獄を廣く應用するこ
との出来ないやうな事實になつて居ります、本年になりましては本省の段々御獎
勵もありまして一般に監獄の上に著しく多き假出獄を見ることになりました、で

私は此假出獄の増加を喜ぶと共に、一面能く御相談を申上げて、此出獄後に於ける彼等の行先に付きまして十分力を加へてやらねばならぬ必要を感じて居る譯でありませぬ、是は一般の出獄人保護と云ふ上から申しても是非しなければならぬものでありませぬが、殊に此出獄人の保護と申して見ますと、廣き意味のものでございまして、或は澤山の金を使はなければ出来ないと云ふやうなこともございませぬが、併ながら其金錢上の關係を離れて保護の出来る途があれば、成るべくさう云ふ方面に力を入れると云ふことが必要であります、で先以て此警察の取扱の上に能く協議を遂げまして、監獄で假出獄を許して出獄後監視の假免と云ふことを十分にやつて貰はなければ、出獄人が監獄で恩典を受けて早く出ましたもの、出獄後附加の監視の長い爲に正業に就く所の便利を缺くと云ふの嫌があります、監視と申しましても此期間の短かい六ヶ月位でありますればまだしも忍ぶべきことであります、三年若くは四年と云ふ監視になつて居りますと實に困難でございませぬ、監視の肩書のある爲に自分の活路を擴げることの出来ない場合が常にございまして、彼等は此監視の爲に非常な困難を感じて居る、併ながら今日の警察のやり方は御承知の通り監視の假免と云ふやうなことは、極く特別の人間に向つて行ふものでありまして、多くの人々に對して監視の假免と云ふやうなことは格別考を持つて居ない、是と申しましても畢竟此被監視人を警察が觀察すると云

ふ所の機關が甚だ不完全であつて、僅かに犯罪人を穿鑿します所の刑事巡査の手に委ねて居るやうなことである、刑事巡査と云ふものは抑も何を本職として居るかと申して見ますれば、罪人を擧げると云ふことが其本職であつて、善き人の行を能く認めると云ふやうな考は少しも持つて居らないのであります、さう云ふ人に被監視人の觀察を任して居ると云ふやうな今日の警察の有様であつて見れば、如何に出獄後善良な人物になつても、奈何せん之を警察の眼で能く見て貰ふと云ふ機會がありませぬ、夫故に是等の事を能く警察の方面と協議を遂げまして監視の假免をやつて貰ふことに致しましたならば、監獄で假出獄をした趣意と相俟つて今日よりも以上の効果を收むることが出来やうかと思ひます、是が私の常に希望して居る所の一つの事柄でございませぬ。

それから此監視の事に付て尙ほ思付いて居る事でありませぬが、近頃御承知の通り監視は其執行をする土地へ特別の照會と云ふことは多くせずして、本人の申出に依つて監視の執行地を定めて監獄より出すと云ふ有様でございませぬ、素よりは必要と認むる場合であつたならば、何れ照會往復を致して執行地を取定める途もありませぬが、先づ大体の上で申して見ますと、監視の執行地は本人の申出の儘に多くは任して居る、其任して居る結果如何であるかと云ふと、殆ど監視の執行地に歸着いて正しく執行を受けると云ふ者が誠に少ない、此少ないのは單に彼

等が横着を極めて其監視の指定地に歸着かないと云ふばかりでなくして、他に色色の事情が含んで居るやうであります、先づ一つには監視の執行を受けやうとして自分の兼て指定した所へ行つて見る、さうすると云ふと思つたよりは先方が甚だ冷淡である、冷淡のみならず寧ろ拒絶すると云ふ有様であるお前のやうな人が来て呉れたら困る、私の家には監視人と云ふやうな者は決して置くことは出来な、斯う云ふて謝絶されるのが随分其例多くございます、無論是は監獄の事情を知らない人であると監視人を置くことは如何にも世間に對して恥かしいと思ひまして謝絶すると云ふことは是は往々有勝のことであらうと思ひます、斯る場合に當りまして、彼出監を致しました所の者は、殆んど途方に暮れて、どうしたならばよいであらうと非常に當惑をされておりませう、で餘義なく他に相談をする途もないと致して見ますと、已むを得ず監視の規則に背いて隠れ人となり、今日の裁判所の有様で見ますと云ふと、單に監視規則に背いたのみでは檢舉しない、斯う云ふ方針になつて居るやうでありますからして、監視規則違反の爲に再び入監をすると云ふやうなことはございませぬが、併し當人に取りましては兎に角自分が監視違反をした所の罪人である、隠れ人である、斯う云ふ心配と云ふものは常にあるものであるからして、どうも始終精神に蟠つた者が却て起り易くなつて、それが爲に普通の仕事をすると云ふことも自然と怠り勝になる、遂に又

犯罪に陥ると云ふやうなことも往々あると云ふことを私共も聞及んで居ります、之を救ふ所の途は如何致したならばよいであらうかと云ふことは、我々此保護の任に當る所の者に於きましては十分に研究をしなければならぬことであらうと思ひます、で私は是に對して是は十分なことではございませぬが、一つの手段と致し立して監視の執行地と云ふものは引受人が無くても其執行地を當人丈で定めることの出来ることと云ふことに取計をして貰うやうに致したい、監視の執行と云ふものは一定の住所を定めて、爰に於て警察の監視を受ければよい譯であるから、強ち引受人の有無と云ふことは表面上敢て問ふ所ではあるまいと思ふ、併し警察に於きましては取締の必要上から必ず引受人がなければ監視の執行をさせない、斯う云ふことになつて居る、夫故に此被監視人と云ふ者は引受人を求めざる爲に非常に困難を感ずるのである、所が實際の有様を見ますと、其引受人をそれほど必要とするならば、能く其被監視人を監督し得る所の適當な人物を擇んで許して居るかど云ふに事實は決してさうでない、或は自分の妻があるからそれに引受人をさせると云へば警察は許す、其妻たる者はどう云ふ者であるかと云ふと、四十歳五十歳の出獄人にして彼等には内縁の妻たる者が多い、さうして其者はまだ丁年に満たない十七八歳の婦人がある、其十七八の婦人でもよろしい引受ると云へば執行を許す、さうして其十七八の内縁の妻たる者は果して被監視人を監督すること

が出来るかど云ふに決して出来るものでない、殆ど引受人たる婦人は玩弄物にされて居る、其玩弄物にされて居る者を警察では引受人監督者として監視の引受人を定めて置くこととは頗る實際に適しない處置であらうと思ふ、又或は下谷淺草等に行つて見ますと、所謂監視引受屋と云ふ者がある、賍物買拘摸の親方等があつて、さう云ふ者が容易く引受人となつて、さうして其引受人は抑も犯罪を教唆する所の人物でありて、決して彼等を善良の方面に監督して行くこと云ふ者は少しもない、さう云ふ者にさへ監視の引受を許して置きながら、一方に於ては引受人がないから單獨で許すことは出来ない、斯う云ふことは誠に實際の上に於て理屈に合はぬことであらうと考へます、夫故に寧ろ引受人がなくとも誠實の者であると認められた以上は單獨で或は借家でもさせて監視の執行をさせると云ふ方針を警察で取つて貰ふと云ふことは、此出獄人保護の上に於て極めて必要な處置であらうかと思ひます、現に私は兩三日前に牛込の警察署長に相談を致しまして漸く一名丈引受人なしで自分に一戸借りさして監視の執行をさせると云ふとに致しました者がございしますが、さう云ふ風に各警察署が方針を執つて許して呉れるやうになりますれば、監獄に於て指定地を若し先方に於て拒絶された時は直ちに他の方面に於きまして借家の出来る者であれば借家さして單獨で監視の執行を受けることにすることが出来るやうに總てなりましたならば、幾分か彼等が隠れ人とな

つて苦しく世渡をするに云ふやうな憂を除くことが出来ませうかと思ひます、是も能く御相談を遂げて警察へ御交渉を願ふやうに致したいと思ふ、此他に是等の事情を救ふ所の名案良策があると云ふ思召でございしますればどうか私共は謹んで承りたいと存ずる次第でございします。

尙は次に前後致しましたが、假出獄者の事に付きましてチヨット氣付きました事がございしますから是も一應御話申上げて見やうかと思ひます、それは東京の監獄に拘禁してある囚人中に假出獄で出る者にして東京に本籍若くは住所を持たない者が随分ございします、所が少しく身分を重んずるとか或は廉耻の考のある者は郷里に歸つて監視の執行を受けると云ふことは抑も恥づる氣味がある、夫故に成るだけ東京の見ず知らずの多くの他人の中で監視の執行を受けたいと云ふ希望は在監人の多少考のある者は常に其希望を持つて居る、所が御承知の通り本年は此労働社會が頗る不景氣であつて、監獄は出ることは出ない、活の途を得ると云ふことが甚だ困難である、尤も此頃は大方労働の方面の仕事が殖へたやうでありますが、随分今年の春から夏にかけては不景氣でございまして自活に困難を感じて居る者もある、一面には電車が出来た爲に人力車夫と云ふ者が恐慌を來してそれが爲に労働の益々彼等に蠶食されて、此刑餘の人は業に就かうとしても餘地がない有様であります、夫故に成るだけ東京に置くと云ふことを

やめて之を郷里に歸へすやうにしなれば出獄後忽ち困難するであらうかと私は考へます、で私は總ての在監人に郷里に歸ることを勸めて居ります、幸に普通満期放免の者と違ひまして假出獄になつて歸る者であつて見れば、入監をしたと云ふことは素より不面目の次第でございませうが、併し幸に假出獄と云ふ恩典を受け歸ると云ふことであつて見れば其不名譽の中に幾分か面目を保つ助となる事情を得て居る者でありませうから、縦し田舎に歸ることは恥しいと感じた者も、能く其事情を話して見ると、幾分か安心して歸ることが出来るやうであります、又其父兄親戚に致しましても、通常の満期放免の者であつたならば、幾らか彼等の精神も疑つて一旦監獄より出て來たものも又どう云ふ間違を引起すかも知れないと云ふ疑懼の念を起すでありませうが、幸に假出獄になつて出ますと、現に監獄よりそれ丈の恩典を得て出た、其善行を賞揚されて出た、斯う云ふことになつて見ると、自然と父兄親戚等が出獄者に對して幾分か信用を置くことになりまして、歸つて後も父母兄弟の間も餘程親しい方に傾いて來る譯で、餘程此假出獄で歸ると云ふとは田舎に歸るに致しても非常に有益のことでありませう、所が是に付てチヨット私が感じましたことは放免の際に此事情も當人に話を致して通常の満期放免の者と違つて、斯う云ふ特別の取扱を受けて殊に刑期の満たない内に歸ると云ふことは非常に面目を良くする途である、それが家へ歸つて親に會ひ或は兄

弟に會つた時も能く此監獄の恩典の御趣意を話をして見た時には、必ず父兄親族の當人に對する情誼も餘程違つて來やうと思ふから、能く歸つて其譯を話さなければならぬと云ふことを能く申渡して出しました所が、先日或假出獄を受けた人の所へ行つて見ますと、實に豫想に反した結果がありませう、と云ふは外でもございませぬが、家へ歸りましてから私共の申しました通り、父兄親戚に其恩典に與つて出たことを話した、其話をすると共に彼自身は非常に自慢の体で其話をしたものと見へる、私は一旦は犯罪もし刑も受けたが現に此通り立派に刑期の満ちない内に其恩典に與つて出た、俺れの行は實に立派なものである、斯う云ふやうに自慢氣に家へ歸つて話をした、そこで親戚の者が非常に感情を損ねまして、私が行つて會ひました時に、どうも今度假出獄で恩典に與つて出たと申しませぬ、當人は決して私共は改心をして居るとは認められませぬ、と云ふものは監獄から歸つて來たのを何んだか戦地から凱旋でもして歸つたやうな考で非常に自慢顔をして居る、少しも懺悔の念が見へない、監獄では折角手厚き所の御取計に與つたに致しても當人は到底改心をして居るとは思へない、誠に困り果てたものでございませう、斯う云ふことを申して居る親戚がございませう、是は私も誠に案外に思ふたのでありませう、假出獄と云ふ恩典を受けて出たならば必ず親戚故舊の折合も能くなるであらうと思つたのが、却て惡い結果を見るに至りませう

は詰り此假出獄の事業が双方の間に能く徹底しない結果であらうと思ひます、夫故に私共其兩者の間に立つて一方には能く自慢氣に渡らぬやうな方に氣風を戒めると共に親戚に對しては此假出獄の趣意を段々話して、能く其間の調停を見ることの出来ることになりましたが、是等は此假出獄に關する所のチョット感じました一つの事例でございます、兎に角此假出獄と云ふものが監獄の事業の上に於ては著しく立派に見へる所の結果でございますから、必ず此良制度の上に十分の利用の途を付けまして、一面在監人の減少すると共に、一面是が爲に感化の實を擧げると云ふことになりましたならば、御互に一層御同慶に存することであらうと考へます、(拍手)

○出獄人婦女の保護に就て

(九月本會茶話會に於て)

原 胤 昭 君

今日も別段に御話をする者はなかつたのでありますが、先刻小河さんから何か話してはどうかと云ふことで、丁度今日藤澤典獄へ略儀ながら爰で御報告すべき事柄がありましたので、其書類を持つて出ましたから、それを御話いたしましたなれば、或は御參考になりはすまいかと思ふのです、併し是も若干の時間を經て考を極めて御話をする方がよいと思ひますが、マア不取敢其儘の御話を致しまして諸君から多き教を受けたいので、御勧めのまゝ出獄婦人保護の事に就て御話を致します。

兼て私の企てて居りました神田元柳原町の建築も漸く落成に近づきましたので婦人の出獄人の收容に着手しやうと思つて居ります際、東京監獄からして拘留刑の者に對しての保護方法に付て段々御話下されましたので、未だ何の用意もなく不完全極まると思ひましたけれども其儘に取掛つたのでありまして、漸く今日迄で着手以後六十日程にしかなりませぬから、從て收容した婦人の出獄人數も至つて少ないのであります、經驗と云へば、殆ど失敗のみであります、殊に私の事業に對しては協議員として始終御力添下さる小河君にさへもまだ報告を齎す材料が備はらぬ位であります、兎に角失敗の方から有体に申上げて教を受けたいのであります。

婦人の出獄人として、其多くあるのは拘留刑の淫賣婦であります、是を此間から收容致しました其數は都合廿四名でございます、此内他の犯罪が三人であとは皆淫賣婦であります、此内で第一番に失敗として申上げねばならぬのは、收容後直ちに往つて仕舞つたのであります、是も逃亡と云ふやうなことでもなく、兎に角自分の是まで雇はれて居りました親方に貸があるとか借があるとか着物が置いてあるとか、そんな事にカコツケて往きました、どうもそれを強ひて行くなど制す

限りのことでもない、又事情に依つては非常に前借でもあるものを私方に隠匿して置くことになつても取扱上工合が悪からうと思ひましたので、兎に角往て來いと云ふやうなことでやりましてそれ切り歸つて來ない者が三人ありました、或者は行つて話をつけて歸つて來たのもありますが、是から先どう云ふやうにしたならば、さう云ふ者を引留めて行けるか、事實上大に研究を要するのでございませう、東京監獄からは拘留刑の中では改良すべき見込ある者、又事情に於て是は保護救済すべき者と御認になりましたを御廻し下さる順序になつて居りますが、彼等を手許に置いて見まするに、兎に角御承知の通りの身持の者でございませうから、唯モ一美味い物を食つて贅澤をしてゴロ／＼寝て居つて煙草をふかし酒を飲むそれ以上樂な事で彼が悪行をして居つて得た物よりも多くの物が取れることであつたならば彼等が落付くであらうが到底出來ない相談であります、しかし一度私の方へ參つて後ち再び入監することになつた者は非常に恐縮して居る有様が見へると云ふ事ですから確に私方へ來ずに放免された者よりも、再犯を防ぐ力を備へて居るかと思ふのであります、まだ此不良成蹟者が悉く再び收監されたことにはなつて居らないのであります、少數の者に對しては先づ首尾能く結末は着きました、其内にも意外の者があつたのであります、其顛末をも精しく御話申上げまじやう。今現に私の宅に八人居りますが、好き始末の着きましたのは六人で内三人は落付

くべき郷里に歸着させたので、是は確かに再犯の憂はないと思ひます、二人は奉公にやりました一人は縁附ました三人は親類に引渡ししました此外に四人は無斷に家出をいたしました三人は往つたきり歸て來ません、私が此に淫賣と云ふのは最下等の奴で辻淫賣所謂よたか、ひつぱり、と云ふ部類の者であります、元巢に歸つて仕舞ひました者の中には地獄と云ふ類がございしましたが、國へ歸へしましたのと只今手許に居りまするのは極めて下等の辻淫賣でありました、其一人は私も是から先どうなるか殆ど見込が付きませぬ、藤澤典獄もどうなるかと云ふて居られるし、又神田警察署の手に始終掛つたので神田警察署の方々もどうなるかと云つて居られる、それが中村さんと云ふ四十歳計になる女であります、是まで東京監獄に這入つたことも何十回だか或は何百回だらうと云ふ犯數で、神田警察署でもあれ丈は仕様がないと云つて居られる、犯數の上から云つても品性の上から云つても非常に良くない、それと云ふのが大酒飲でチヨットが三升飲まなければ飲んだ氣持がしませぬと云ふのです、それが此間東京監獄で段々御論になりまして本人から願出て今度は辛抱しますと云ふことで私方へ收容したのであります、參りましてからやがて三十日にもなりますか、私共が魅されて居るのか何んだか分りませぬが、兎に角今日まで何の缺點なく一生懸命に働いて居ります、幸に少し針仕事が出来るので、木綿物の洗濯夜具の洗返し位は荆妻が少し世話を焼けば

出来るのでさう云ふ事をやらして居ります、無論懷中に金も持たしてあります、藤澤典獄からお恵みになつた金もありましてそれも持たしてある、此頃は買物なせにも近所に出るから彼が飲みたいと思へば寝る前にもチョコイト一杯引ッかけて来る位の餘地はあるのですか、今日まで何もさう云ふことは認めないのであります、是は今後どうなりますか大疑問です、私共が左様思ふ計ではない今日まで彼が住居致して居つた彼の仲間である親方である情夫であると云ふ破落漢達も云ふて居ます、あの女許は仕方がありません、今あなたの方に辛抱して居るのは渠の芝居ですから御覽なさい今に旦那ヒドイ目に遭ひますと、併し私は思ふに芝居でもよい毎日唯喰はしては居らぬ、喰ふ丈の事は働かしてあるから一月やつてもよし三月やつてもよいと思つて居る、夫故に此婦人に對しては將來如何なることを此席で申上げねばならぬかも知れぬと思つて居ります、ヒト一人居るのは片腕が抜けてブアリとして居る片輪者、で郷里には一向身を寄せる所はないのです、是は日本橋警察の手で擧つたのであります、是も何十回と云ふ犯數なので將來どうしてやつたら始末が着くかと困つて居るのであります、段々此間中から來ました者の状態を見ますと、どうも状態に於て可愛想と思はにやならない事があります、彼が淫賣をする、捕縛されて入監する、さうすると元の親方なり關係者から差入物を呉れる、入監して一週間十日經つて出た所で錢はなし別に行く家も

なし、そこで自分も嬉しくはないけれども元の所へでも行くより仕方がない、それで監獄の門を出るとチャンと元の親方から迎が來て居る車が來て居る、私も此間より度々彼の女達の御伴をして監獄の門を出て見ましたがスルト深川の姐さんヒやないか彌殿町の姐さんヒやないかと云つて車夫が出來て來る、十人が十人此の次第で其迎車に乗つて元巢に歸る。歸ると直ぐ少し氣の利いた者であるとマア飛んでもない目に遭つたと云つて錢湯に連れて行つて呉れる髪を結つて呉れる、汗粉だとかすしだとか食はして呉れる、それでサンザン喰つて一と眠すると近所の姐さん達が見舞に來る又近所の破落漢からは酒を持つて來ると云ふことで皆が飲む、それで其日は休んで仕舞ふ、一日經ち二日經つた所で外にどうしやうもないから又元の所行をする、殊に親方の所には二人なり三人なり居り、又他所から連れて來る者もあるから、一日は寝るが二日目には寝て居ることも出來ないと云ふことになる、其筈だ彼の迎車の代も汗粉代もすし代も皆な立替で借金になつたのであるから、そこで働きに出る夫是して居る内に捉まる送られる、一週間十日拘留される放免になる行く所はない、迎の車は來て居ると云ふ都合で殆ど走馬燈の如き事をして居つたことが見へる、若し彼等が眞實さう云ふことであればどうか始末をしなければならぬ事と思ひます、で唯今私の所に居ります中村きんなど依て聞きますと、彼の女達に對する破落漢の壓制力と云ふものは中々酷いもの

と思はれます。神田黒門町の安間の龜吉だの本所の柳川の力造だのと各々堅固な網を張つて居るので、彼らは破落漢と云つても極くヒドイ殆ど立ん坊のやうな者である、黒門町にも本所にも行つて見ましたが、長屋と申しても九尺二間のヒドイ家にゴロ／＼して居る、眞にゴロツキと云ふ名の通りであります、此間龜吉の家へも行つて見ましたが本人もそこへゐるついで居る、こんな連中が始終彼女達の周圍を取巻いて居るので、彼等社會の通稱土手のおきん即ち右の中村きん杯は足掛け八年やつて居つたと云ふことです、お前が辛棒してやる氣ならば何故にモット早く堅氣にならなかつた是が十八や十九の者ではなしどうしても足を洗へさうなものであると申ましたら、それはどうしたつても足の洗へる筈がないのだと云ひます、例之は親方の安間龜吉の手を離れてどこへ行ふかと思つた處で自分の行くべき所社交と云ふたらば矢張其仲間で知り得た者の外知己は無いからさう云ふ所へ行つた所が直ぐ分る、又破落漢の網は中々に銳利なものであるから東京市中何處へ隠れても直ぐに分かる、分ると直ぐ破落漢が暴れ込んで二言目には横づつぼうを張倒すと云ふ有様だと申ました、先日私が田舎へ歸してやりました一人杯も頭部に非常な傷を受けてまだ十分癒へて居らぬ位でありました、女どもが逃げると云ふ恐があると直ぐ髪の毛を斬るとかどこか怪我をさせるとか、薄暗い所へ連れて行つて横づつぼうを張倒すと云ふのである、中村きんなどはモ

一四十歳にもなる女だからそんなことに怖れさうもないが、先日安間龜吉が私方へ捻込んで来た、其時私が一所であるから、きんに會へど云ふても恐れて會ひませんでした、破落漢の言ひ草はこうです乃公は彼女の情夫である籍は這入つて居ないが俺れの女房である、此間放免になつたから迎ひに行つたが會へなかつた、どうしたかと段々探索したらあなたの方に來て居ると云ふ、全体人の情婦である籍は這入つて居なくとも女房である、それを斷りもなしにお前の方に置いてよい者かど、それから段々話をして見たが結局貸がある借があると云ふのでどうも話を着けて仕舞はぬと、貸のある者を私が隠庇して置くことになりすから、兎に角當人に會へど云つたが、どうしても、きんが會はない、なせ會へないかと云ふと必ず手込にされてヒドイ目に遭ふと云ふ、私が立會つて居るからと云つてもどうしても、きんが會ふと云はない、で私の家の隅の方に小さくなつて隠れて居るそれを以て見ても平素彼に對して非常に脅迫の手段を施して居ることが分る、私は又尋ねました、それなら何故に旅費を貯へて地方へ逃げないと申ましたら、金などはどうしても持たせないのだと、モ一圓と云ふ金が溜ると直ぐに破落漢から貸して呉れど云はれる、幾らお前の懐ろにあるに違ひない、昨日貰つた分が幾らど今日のと合して幾らあるだらう、貸して呉れると云ふ、イエははどう云ふ着物を買ふのだ斯う云ふ借を返すのだから貸せないと云ふ、そんならチョツと用が

あるから来て呉れと云つて引ッ張つて行つて懐ろへ手を突込んで取ると云ふことで、どうしても四五十銭の金を持つ場合は出来やうがないから逃出して流車へ乗るなどといふことは出来ない、そんな時になせ巡査に訴へて保護を乞はぬかと云ふと、そうすれば叱かられもしませう又自分は淫賣であるから罰せられよう、そうして放免になつて矢張元へ歸らなければならぬ、元へ歸るとになつたら前に倍したるヒドイ目に遭はなければならぬと云ふのです、「きんの言ふことを聞くと詰り命ちあつての物種である大怪我でもしては仕様がなから詰らない詰らないと思ひながら仇に月日を暮して仕舞ひましたと云ふ、私も初の内は事過大に云ふのかと思ひました、段々破落漢の方の状態を見ますと、「きんの云つたことは事實らしく思はれる、地獄と云ふ階級の所でも同一筆法でどうしても懐ろに金を持たせぬやうに親方の方からは始終貸になるやうになつて居る、又破落漢仲間の方でも本人に少し金が出来たと思ふと、誰の放免迎ひに行く費用だの何の祭りだとか何の割前だとか云つて始終出金がある、それが二圓も三圓もかゝつて来る、其時は明日の十時が纏金だと云へばどうしても纏めて置かなければならぬ、其金を纏めて置かないと薄暗い所へ連れて行つて引ッばたかれるのでどうしても金を拵へずには置けないと云ふ境遇に居るので、随分彼等の内幕を知つて見ると可愛想な點もあるのです、先づ此の破落漢の始末を附けねばならぬのです。(以下次號)

寄 書

○人 才 論

伊 勢 森 團 次 郎

余が刑獄の改良進歩を講ずるに當つて第一に人才論を掲ぐる所以は大凡如何なる事業を企圖するも一に其人を得ると得ざるにあるは古より詩に菁莪を誦する彼の子游が武城に宰として先づ人才の如何を問ひ仲弓季氏に宰として又人才を尋ぬ周公の吐哺握髮之を歐米に通ずるも人を得れば昌んに人を喪へば亡ぶ然るに世上往々之を度外視し無能無識の輩横行跋扈爲めに紛々擾々言ふに忍びざるの弊害盡穴を醸し遂に行刑の目的さへ之を誤り善者ありと雖も其後を救ふ可からざるに至る元來兇惡無頼の者を改善飯正せしむるには之を積極的苛酷威厳に失せんより寧ろ之を消極的溫柔信愛に得るもの多矣彼の中江藤樹先生の逢阪山に於て轎中より論語を講じて惡漢を改過せしめたる伏見に於て

強盜を感化せしめたるが如き則學徳に依つて彼等の心裡に報然として慚愧の心を起さしめ遂に飯善せしもの枚擧に暇あらず茲を以て西洋文明諸國は司獄官の人才を得るに汲々たる遠く他の官職に勝るものあり然るに我國現今の情態を見るに全く反對の方針を航せんと欲す余輩此の道の爲めに嘆息に堪へざるものあり何ぞや彼の倨傲驕慢の輩豪然劍を握つて囚人を睥睨毆打し或は鞭撻凌辱するが如き彼れ囚人も生靈あるもの忽ち反抗或は蔑視遂に懲罰の煩を見るもの蓋し此輩吏員は吏員なりと雖輕薄痴鈍生來一卷の書も手にしたること無きのみならず醜行野郡網打魚釣の外管て之を知らず則利に趨りて僅に糊口の資を得るの餘更に他を知らざるの輩なり然かも監督官は頻りに之を拔擢して樞要の地位に置き世人をして所謂司獄官吏は無教育雲助はだの者に非れば昇進上達すること能はざるの感を興さしむ抑も此道の爲め悲まざる可からざるのみならず國家の爲め行刑界の改良進歩に一夫大不幸を招き遺々然として纏纏すべからざるに至るや明矣或人行刑の猶豫を論じて監獄は犯罪の傳

習所なりと嘲罵するものあり是無學の吏員等が行刑の奥義を解釋する能はずして抱腹絶倒に堪へざるの事をなし出獄者が一層悪事を重ねて耻ざるに至るを謂ふなり則監獄慈善事業の陵夷不振を來し枯渴萎微疲弊衰頹の笑を受くるに至るも吾人辯解の辭なきに苦むなり夫れ教師が生徒に對して一藝一科を教授するは敢て難事に非ずとするも司獄官吏が囚人を飯善せしむるは専ら心理學の秘蘊を要するものにして總て物質的有形は易し精神的無形は難し Phenology 心學の内部機關構造と神經腦漿との感覺力に發動心を起さしめ之に由つて從來の悪心を脱却して善心に移り遂に其習慣性を新來の良心に置かしむるものなれば其變遷交換の機一髪の間あり故に行刑の任に當るものは智育養成と德育養成とを兼備して熱心に天職を盡さんことを欲し疾風に堪ふるものは勁草に如くなき身骨を粉塵にするも尙能く堪へ忍ぶの精神を堅固にし彼のブーフオンが積雪に閉ぢられたる竹を見よこれに耐へこれに忍びて融々たる春日に到れば更におのづから天半に秀づるを得ると謂し如く特に其品行

端正にして沈黙寡言温厚寛雅又實踐躬行を基礎として公明正大寡慾廉潔毎に一點の私心なく公平快活にして囚人の標的模範となり根柢邪曲を避け饒舌多辯を忌み知らず識らずの間に己れの德行に感化せられて偶然前非を悔ゆるに至らしめ又己れの勤勉に依つて作業を習得するの心を起さしめ茲に始めて監獄の目的を達して司獄官の價値を顯すものなり然るを察せずして一身を犠牲にすることを知らず自ら勞苦を免れんとし或は難衝を避けんと欲し只工場監房の番人たるを恥るを知らず其事務所にあつては依然たる舊幕時代の帳面方の如きもの比々皆な然かり此の徒監獄改良の罪人たるのみならず先輩ハワート氏の如き賢哲の罪人たること疑はず今英人がハワート氏の功績を記したる文に曰く「往昔刑獄ノ制度善良ナラズシテ罪人徒ラニ苦痛ヲ受ケ無辜ノ死ニ至ルモノ多ケレバハワート氏慨然トシテ此弊害ヲ去リ生命ヲ救ハント欲シテ勞苦ヲ避ケズ危難ヲ顧ミズシテ遂ニ其志業ヲ貫徹セリト」

The career of John Howard

The idea of ameliorating the condition of prisoners engrossed his whole thoughts and possessed him like a passion; and no toil, no danger, no bodily sufferings could turn him from that great object of his life.

最も監獄に經驗ある人の説にも監獄改良の初歩は其吏員の品行如何にありと抑も品行の社會を統禦する一層甚きものなることは拿破崙が道德の力は心體の力に十倍すると謂ふたるが如く人の斯の世にある真正の權勢と稱すべきものは品行なり此の品行は爵位を假らずして自から爵位を備へ財貨を擁せずして別に財貨を保てり何の境遇にあるも其境遇をして一層光榮に名譽あらしめ且つ大に盛大に入るも其社をして忽崇高ならしめ且つ大に盛大ならしむ其勢力あること金錢動記の及ぶものにあらず他人より貴重尊敬せられて毫も之を妬忌するものなく言語なくして人を改良感化せしむること頗る鴻大なり故に看守なり監獄吏員なり其一言一行は如何に囚人の身上に影響を及すか直接に間接に利害得失悲喜苦樂榮辱與奪の連繫すること智者を待つて知るべきものにあらず一旦監獄に入りし者

の更に毒蛇猛獸より甚き害惡を社會に流すは世人が司獄吏を呼んで戸位素餐安瀟曠職なりとするも畢竟司獄吏が有形の事にのみ奔走して無形の心性を薰陶するの本務たるを忘却し多數の犯罪者をして冷然一致誨師に委して對岸の火災視し越人の秦人の肥瘠を見るが如く抑も此の道の正鵠を得べきものなりや佛蘭斯語の典型に曰く人ハ道德ニ智識ヲ加ヘ智識ニ節制ヲ加ヘ節制ニ忍耐ヲ加ヘ忍耐ニ敬虔ヲ加ヘト

Et la vertu la science, et ala science la temperance, et a la temperance la patience, et a la patience la pieté.

或人余を難して曰く君は頻りに人才を選擇するの急務を論じて刑獄の改良進歩に喋々するも是所謂机上の空論架蒼の妄想を吐露するに過ぎず何んとなれば今日戰國の世物價騰貴して諸稅益重く加之看守の如きは劇務にして朝は晨靄模糊として殘月樹上に懸りたるるとき早く廳に出で夕は落暉既に西山に搗きて晚鴉栖に飯へり物色朦朧たるとき電影を踏んで漸く家に飯へる如是の勞働に對するも其平均額は少かのものなり苟も教育あり財産あり識

振あるもの安んぞ身を此の社會に投ずるものあらんや看よ募集に應ずるものは職人の捧折れ百姓の怠惰者ならざるなく蠶に内務省より發行の規則は完全なれども如何せん人なければ犬猫同様の者と雖も引摺り込ざるべからず然るに此の種の人物に向つて高尚なる治獄の改良を以てせんと欲す孟子の所謂木に縁つて魚を求めんと欲する「カント」の實驗哲學を狂人に講ずると一般荒唐無稽の言たるを免れずと余曰く豈夫然るか豈夫然かんらや峨々たる連峰疊障之を望めば高し然かれども七寸の鞋之に達するを得べし涇水漫漫たる蒼海之を見るべきは浩渺淪連際りなきと雖も一葉の扁舟其彼岸に達するを得べし茲を以て如何なる事業も遂げられざるものなく西哲曰く「恒久ノ經練ハ愚者ヲ變メテ智者ニ爲サシムト」往古の政治家も謂へることあり天下の患は獄より深きことなく苟も法を敢り正を亂り親を離れ道を塞ぐは治獄の吏より甚きはなしと之に依つて之を見るも監獄に人才を要するは決して歐米より肇るに非ずして唐貞觀の頃より遠く之を論ずるものあり況や今の日本の戰捷國に

於てをや物腐れて蠱を生じ蠱生じて始て人を害す瑩然譏々として澄鮮し新陳代謝するものは其水飲むべし濯ふべし然れども混濁渦溝動かざるものは人を害す監督官と雖も然り二十世紀の世社會競争優勝劣敗の今日依然たる天保の舊事務官たるもの脂粉を裝ひて陰險を包藏し錦を以て糞埃を匿し無學の者を寵して指揮するときは如何に少壯有爲の後進を妨ぐるや特に監獄の如きは多數の人心を開發提漸して誘導斡旋し正道に向はしむるの目的を誤るときは吾人が社會に負ふ所の責任は如何ぞや今夫矯々として繁殖せんとする草木あらんか偃蹇たる塊石截曲たる雜草之れが妨げを爲すときは其害足尾の礦毒よりも甚し矣監督官の不明なるが爲め後進の不幸言ふに及びざるものあらん野暴的を活潑と間違ひ文盲を承順と誤り人を用ゆるに至るのみならず巧言令色人の鼻息を窺ひ上官の歡心を買ふて鬚の塵を拂ひ其一舉一動割間藝者に異ならざるものを上げる之を老朽と謂はずして老練となし上級官廳は冷淡顧みるなきに至らば監獄に人才を得るの道何時か聞くの日あらんや嗚呼此道の

發達隆盛を期する果して讀者は如何の感覺を起すや夫れ人には嚴にして不肖なる者あり溫良にして盜心あるものあり恭敬にして剛慢なる者あり外廉謹にして内至誠なき者あり精緻にして情厚き者あり果敢にして不能なるものあり恠々にして信せざるものあり恍惚にして忠實なる者あり詭激にして功效なる者あり外勇にして内怯なるものあり嗚々として靜寧なるものあり恰も容貌の人に依つて異なるが如く肥滿矮瘠蓬頭憔悴同からざる其氣質の違ふに依り個々分裂の待遇は止むを得ざるものにして万變一律を以て部下を統禦すること况や活潑英邁超出の者なきにしもあらずるに於てをや終りに臨で一言せざるべからざるは近時道德界の頹廢にして彼の教科書事件の如き賄賂の監督に人才を壅閉する甚きは凡治獄上古より倫替弛廢詭弊粗勦の悲境に陥るもの多き上官苞苴の事より甚きはなし板倉勝重曰く古より吏たるもの誰れか内謁を以て事を敗らざるものあらん今より以往我が妻たるもの外人より一の物品も受ること勿れと是徳川公如是の名賢を用ひて以て三百年の治平を致

是公が豊臣の天下を倒して自から取りたるの秘訣なり彼の千八百六十三年五月十三日改正の佛蘭西刑法は聊か監督官に對して德義癡萎の今日警めとなるものあり「行政官司法官及其屬僚タルモノ縦令正當の申譯アルモ報酬ヲ受ク可カラザル監督官ニアツテ人ヨリ贈遺ヲ受ケ若クハ不正ノ收賄ヲナシタルモノハ云々」トあり

Tout fonctionnaire public de quelque administratif ou judiciaire tout agent ou preposé d'unne administration publique, qui aura agréé des offres ou promesses, ou reçu des dons ou presents pour faire un acte de son fonction or de son empli la degradation civique.

余聊か感ずる所あり第一に人才論を作ること如是讀者幸に一偏の誦讀を賜へ

○罪囚の理財性

領置金の利殖

進藤 正直
性相的觀察に依れば犯罪者の殆ど總てが其理財性

病的状態に在り、犯罪の種類にも由ると雖も、此病的理財性が直接間接に犯罪の原因たるは、蓋し何人も容易に首肯する處の事實にして、或る犯罪者の理財性は甚しく痴鈍に、又或る者は著しく過敏なる等、要するに犯罪者の間に在りて健全なる理財性を有する者は、實際に見る可からざる處なり、是を以て犯罪者を改良するには、主として其理財性を健全のものたらしむること、即ち其痴鈍なる者に就ては勉めて教養訓練を施し、又其過敏なる者に就ては飽くまで監督鎮靜することの、極めて緊要なる方法の一たる所以なり。

然らば即ち如何にして彼等の理財性を規正し發達せしむ可きか、是れ頗る困難なる問題なり、然れども經驗に富みたる當局者は、必ず幾多の妙案を存し良法の應用に於て聊か遺憾なかる可きは、余輩の信せんと欲する處なりと雖も、私かに思ふに尙は一要法の困却せられつゝあるが如し、一要法とは何ぞや、領置金利殖の事即ち是れなり。

左れど此問題は實は餘りに陳腐に過ぎたり、今之を事珍しげに云爲するは如何にも余の迂愚を表白

く措て問はず、我國に於て斯問題の數々當局者の案件に上りたることあるにも拘はらず、其都度格別の問題たるにも至らずして、遂に消滅せる所以のものは、理窟は兎も角、元來領置金の出納は監獄事務中に在りても、最も煩雜に且つ最も困難なる事務の一なれば、當局者が只管其簡便を期するに急なるの餘り、苟も新規の計畫とあれば必ず手数の加はらんことを恐れて、可成之を阻止せんとする事情の存するに由るが如し、即ち所謂勿れ主義の結果なるが如し、然り手段を省畧するは固より不可なるに非ず、然れども有用の手数を無用視するは識者の取らざる處、領置金利殖の事を施行せば更に幾千の手数を要するやは、余の今遽に計算し得る限りに非ずと雖も、假りに之を過大に見積るも尙は今日に倍加するの手数を見るが如きは萬之なからん、况や利殖の方法に依る可き者を制限し且つ適當の條件を設定するに於ては、庶幾くは從來に比し僅々二割内外の手数を増すのみにして、其目的を達し得るの見込十分なるが如し、果して然りとせば手数の點に於ては敢て甚しき困難

するに似たりと雖も、然れども余が貧しき實驗上の智識に根據せる一種の信念は、余をして終に迂愚の人たるを餘儀なくせしめたるなり、蓋し出獄人殊に長期間監獄生活の人たりし者が、其如何に健康勝れ其如何に技藝優れる者と雖も、活社會に活動するの素質に於ては、一般人に比し著しく劣等たるものあるは、蓋し蔽ふ可からざるの事實にして、一度出獄人の情況を視察したるものも皆同情に堪へざる處なり、今一々其實例を舉示せんは寧ろ無用の業たるに似たりと雖も、思ふに彼等が『金を活用することの拙劣なる』是れ實に其病根なるが如し、此事實は實に犯罪者が概して理財性の病的なる事實と照應するものにして、罪因感化の局に當るものも最も注意す可き要點なりとす、乃ち此病弊を救済する方法は、須らく彼等が最も利害關係の直接なる領置金を取りて、唯夫れ利殖の妙用を訓示し、而して自然に金の活用法を感得せしむるに在る可きか。

思ふに領置金利殖の問題たる、立法上より之を觀れば或は一顧の價值だになからん、歐米の例は始

を感ずることなくして、而して一面罪因感化上の所得如何を考慮せば、其得失蓋し知る可きのみ、又何ぞ手数の多少を問ふの暇あらんや、且つ夫れ監督が在監人の財貨を領置するは押收の意に非ざること勿論なり、隨て規定上領置金の費消に關して種々制限する處ありと雖も、是れ固より之を貯蓄して放免後必要の費用に充てしめんとする親切保護の精神に外ならざる可し、何ぞ料らん領置の事實は死藏たり、而して國庫は其利子を私しつゝあるの嫌なき能はざるは、果して國家が罪囚其人に親切なる所以なるや否や、余輩の甚だ遺憾に堪へざる處にして、此の如きは當に不知不識の間感化上容易ならざる悪影響を與ふるものなるのみならず、誠に之を一個徳義上の問題として考ふるも決して輕々に看過す可からざるを信するものなり、若し夫れ利殖の方法細目に就ては余輩別に説あり、偶々頃者出獄人の情況を視察し平生の所感更に切なるものあり、聊か卑見を述べて先輩の誨を仰ぐ。

○逃走と疾病とに關し 聊か所見を述べ

田 舎 漢

夫れ、監獄たるの事業は一に國家即ち社會の安寧秩序を保持せんか爲め國家自からの權限として建設したる公廳にして、國家なる團體の生存しある限りは一日も缺く能はざるの機關なり、若し監獄の機關を缺くとせんか、假令金科玉條なる法律あるも賢明至大なる法官あるも其主腦たる行刑機關なくんば犯人を奈邊に收容して懲ぜせん、法廢たり、法官去り、世は遂に暗黒となりて犯罪の巷と化し、所有暴惡非道を行ひ國家なる團體は破壊し、弱肉強食遂に原始時代の蠻風に終らんのみ、故に、世の古今東西を問はず國家なる團體の生存する限りは一日も缺く可からざるの機關たるは歴史を明にして余の喋々を俟たざるなり、而して、監獄機關たるの運用方法は沿革上異なる所あるも今日の監獄事業としては彼等犯罪者を收容し一面社會より害物を淘汰し、以て懲感化歸善せしめ再び罪

石川五右衛門と諱名さる渡邊金兵衛事小野清司又は夫の有名なる山野邊音穂、或は三寸釘の彦作と名乗る關彦作の如き兇惡至らざるなき罪囚が監獄より逃走せしこと一再に止まらざるなり、加之、北海道の如き多衆隊を爲して逃走したるが如き甚だしき失態あるにあらずや、其他蠱賊の逃走せし場合は此に數ふるの違あらず、而して之等逃走に對する取締としては種々の方法あるべしと雖も、現に數十萬圓を投じて建築したる煉化や、石造や頗る堅牢なる監獄のあるあり逃走して社會に危害を加ふる虞ある惡漢は其新築の監獄に移送して以て監獄の秩序を維持し社會の危害を豫防すること極めて必要なるべし、其堅牢なる鐵窓監獄あるにも拘らず腐朽に傾きたる木造の監獄に逃走の術に長したる惡漢を拘禁して屢々逃走せられ社會に害毒を流さしむるは監獄行刑上策の得たるものにあらず、巨萬の金を投じて新築したる監獄の利用を計らざるに於ては所謂寶の持腐れに終らんのみ、古來監獄に收容せらるる罪囚は健康を保ち難く多くは牢死したるものなることは歴史上見聞する所

惡を犯さざらしむるに在て存す、然るに監獄が其收容したる罪囚を懲感化の効を奏せしめず却て罪惡の研究を爲さしめ、出獄後更に層倍の罪を犯すに至り、或は監獄の主腦とする拘禁の實無く罪囚をして破獄逃走せしめ、或は完全なる醫術上の設備なくして種々の疾病の爲めに頻々死亡せしむるに至つては監獄は有名無實に終り、社會は爲めに生命財産を氣支へ一日も枕を高くして安眠すること能はず、恰も彼の浦鹽の海賊が屢々我領海内に來り罪惡を逞ふしたるも遂に上村艦隊に撃沈せられたるが如くに社會は罪惡の撲滅を希望して止まざる可し、故に司獄の掌にあるものは宜しく行刑の意を體し、彼れ浦鹽の海賊が我領海内に來り罪惡を逞ふする如く罪囚が拘禁を脱して再び罪惡を犯さざる様、上村艦隊が浦鹽の海賊を撃沈したる如くに、彼れ等罪囚の拘禁を脱せんとするの氣力及び其動機を防禦するに留意せざるべからず。近來罪囚の逃走各地に頻々として顯れ、時々社會の不安の念を抱く其不安の念を抱く毎に監獄の事業は失敗しつゝあるなり、近く例を引けば明治の

にして、當時の監獄なるものは單に罪囚を拘禁するを以て目的とし監獄に規律なく衛生なく、宛然猛獸を檻に入れ置くに等しかりしも維新以來大に監獄の面目を改め諸種の弊害を除去したると雖も未だ以て醫治衛生は比較的幼稚なるが如し其疾病と死亡の多きも亦た故なきにあらざるなり、社會にあつては急性傳染病豫防救治の方法稍完備し、今也慢性傳染病豫防救治に盡瘁しつゝあるが如し反之監獄に在ては急性傳染病豫防救治の設備方法不完全にして虎列刺、赤痢等九州及東北の監獄に發生し猖獗を極めたるが如き誠に遺憾に堪へざるなり、以上の如く疾病の救治中急性傳染病の取扱緩慢にして恐るべき傳染の害毒を被るは監獄醫其人を得ざるにありと雖も又機關の設備全からざるに職由せずんばあらず、監獄主管が内務省にありし當時にあつては同省内に衛生局の設けありて監獄を管理する地方長官及典獄に對して醫治衛生の方法を指示し急性傳染病あるときは速に吏員を派して以て撲滅を講せられたりと雖も惜哉、司法省の所管に移りたる以來は内務省と異り衛生局なる

ものなし、故に先きに警察監獄學校教師たりしクルーセン氏の如き日本監獄の事業中醫治衛生は最も不完全なるを以て刷新を加へざるべからずとの注言を與ふるにも拘らず、依然として進まず、所謂進まざれば退くとの諺の如く今日に至ては退歩の傾あるかを疑はすんばあらざるなり、尤も監獄醫にして頃日奉任待遇に進められたるものありと雖も日露開戦以來軍醫に採用せられたるもの少なからず、隨て現今監獄醫其人を得ること頗る困難なり、故に司法省に衛生技師を置き監獄の醫治衛生の方法を指示し若し急性傳染病ありたるときは其地方に派遣せしめて撲滅の方法を講せしむることを目下焦眉の急務なりとす。

以上、逃走及疾病の事態は獨り監獄の失態なるのみならず、又た國家の体面を汚損し延ては外國より輕侮を受くるの緒となるを以て輕々に看過すべきものにあらず、故に吾人其職にあるものは日夜焦心苦慮して以て之が改善の策を講せざるべからず。

假令刑の執行は嚴正ならざるべからずと雖も自由充つるときは優に餘りありと信す、果して然らば一舉兩全の策にして國庫の支出を減じ却て醫治衛生上大なる効果を奏すること毫も疑なかるべし、此等に就ては當局者に於て夙に見る所ありて諸種の計畫あるべしと雖も頃日大に感ずる所あり、茲に拙文を草して大聲疾呼し同人社會の同意を求め當局者に對して採用せられんことを期望して止まざる所なり。

○監海の寸鐵に蛇足す

在網走 安田 半農

執務時間の厲行に就き睡虎君なる名を以てしたる監海の寸鐵てふ寄書(十七卷第八號)は近時見易からざる好個の快文字にして正に斯界に於ける頂門の一針たるに値ひすべく隨て此種の寄書を歓迎するもの唯り余のみに限らざるべしと信す余素と君と所見を同ふするが故に事務部吏員が日常居殘勤務(特殊の事故に因り繁劇なるときは格別とす)を爲すにあらざれば廳務に澁滞を來たすが如きは

刑を執行するに方り醫治衛生の不完全なるが爲め生命を全ふすること能はずとせば、自由刑の執行にあらざりて生命刑の執行なりと、非せらるゝも一言の辯疏を有せざるべし、而して現下我國在監人の數は約六萬あり、之に要する吏員一萬人余を加ふるときは七万人以上となるべし、此の七万人以上のものが各地に城廓を構へ散在し一小別天の社會を爲しつゝあるに其小社會が醫治衛生の不完全なるが爲め、一朝急性傳染病の如き惡疫の流行を見るときは獨り其小社會内のみに止まらず、其害毒や必ず外部に侵入せん、茲に至て益々監獄醫治衛生の忽諸に付すべきものにあらざるを自覺して餘あり、故に當局者は意を茲に注がれ本省に衛生技師を設置せられ、大に各地監獄の醫治衛生の刷新を施さるゝは最も適當の措置なるべしと信ず、然れども今日軍國多事の折柄假令必要ありとするも經費の増加を許さざるを如何せんと説を爲すものあらん、されど其衛生技師に要する經費は僅々三四千圓にてこと足るべし、而も其費用は醫治衛生に改良を加へ無益の費用を省き、以て之に

取りも直さず事務部吏員の無能否不適材を表白するもの須らく鐵槌を其頭上に加へ換ふるに有爲の人材を抜擢し以て沮滯することなからしむべしとの持論を有するものなり然るに斯界の或一部に監獄は一般行政廳と事務の性質異なるものあるに因り囚人の罷役までは何れの部員も勤務するに至當とす又職員の数即ち戒護部員の退廳せざる間は何れの部員も自ら遠慮する所ありて可なりとの處女的遠慮を經とし花嫁的斟酌を緯として成りたる愛嬌辭を振り蕩くものあり之を稱して愛嬌論者と云ふ其俗論取るに足らざること固よりなりと雖も然かも之に眩惑せられ居殘を餘儀なくし時辰器の觀望欠伸の連發喫烟の競争等を爲すものあるは睡虎君の喝破せるところの如し而して斯界の先輩中にも亦此謬論を把持するものなき能はざるを疑ふ嗚呼思はざるの甚だしき何ぞ夫れ如斯なるか請ふ試みに思へ分課は何かために設けたるか分掌は何か故に存するか戒護部員の早出晚退は其分課と分掌に因て然るのみ戒護部員の勤勞を多とするの一事は余輩も亦首肯するものなり然れども戒護部員

には當番と非番日とありて夫れ丈け休養の方備はるものあるにあらざる之を要するに論者の言の如きは一面の事情に観るに敏にして他面に察するに迂遠なる偏見なりと謂つべし殊に囚人の罷役時や在廳すへしと云ふに至つては少くとも事務部職員を囚人と同一視し囚人以上の勤勞を強ふると撰む所なく余輩其意のあるところを解するに困しむ何んとなれば以上の反對の場合即ち退廳時限に比し罷役時限の早かるへき期月に於て愛嬌論者か果して閣令規定の執務時間に頓着せず罷役時と同時に退廳し得るの勇斷あるや否や頗る疑はしきものあるを以てなり論して茲に至らば其沒條理の甚だしき豈驚かざらんとするも得へけんや

故に余輩は信す事務部吏員の時間内に必ず日課と見做すべき一切の事件を處理し退いて身神の靜養を爲し與ふべくんば傍ら斯道に關係ある科學に涉獵し以て新知識の獲得に力め來日は亦た冷靜なる頭腦と爽快なる精神を以て最も敏活輕快に事に處し事務の進捗を圖ると共に斯道の改善に資(事務員のみに限らず何れの部員も休養時間を利用し此

覺悟あるべきは云を要せざるべきも)する所なからざるべからざるは勿論監督者に於ても愛嬌論者の如き惰眠的弊習は斷然之を打破し覺醒的否規律正しき勤勉の良習慣を馴致するの方策に出づること最も至當なりと惟ふに睡虎君の所論は盡し得て殆んど餘蘊なきに因り余が此言を爲すは畢竟蛇足たるに過ぎずと雖も如上の愛嬌論者中或は君に向て非難を試みんとするものあるやも警り知るべからざるが故に同君の説を贊すると同時に愛嬌辭を振り蒔くもの及之に陸感せらるるものゝために豫め戒告すること然り

○時勢に對する監海の風潮は如何

士 明 堂

凡そ場所狹隘なれば眼界縮少し人異動少なければ行動寛慢となるは自然の結果にして終に優柔不斷の風に化す今や監海の現況は如何抑も監海は元來實質上のごときは措て皮想上より之を觀れば興味極

○法は活かしむ可し死せしむ可らず

睡 虎 生

めて寡なく無形上のことは措て有形上より之を察すれば効績を顯はすこと殆んど稀なるが如し故に行動自然不敏活となるに至るの恐なき能はず茲を以て殊に監海に在る所の人々は素ねに向上觀念を有せざる可らず向上觀念なければ進取の氣象顯れず進取の氣象なければ敏活なる行動を取ること能はず故に常に此觀念を抱き此氣象を有し此行動を取らざる可らず若し此觀念に乏しく此氣象なく此行動を執ること能はずんば竟に卑屈寛慢なる志想の人と變じ不敏活なるものと化するや言を俟たず蓋し克く此主義を辨るに於ては自から獨立の志想を生じ競争の心を發し爲めに時勢に遅くることなかるべく之れに誠實と堪忍との實力を養成することを得ば將來安全なる航海を爲すこと難からざるべく其目的を達する上に於ても大なる効果を奏することを得るならんか監海現在の風潮は果して如何ぞや

凡そ吾國に法の制定あるや其必要に應じて設けられたるものなり故に其公布あるや必ず之を實施せざる可らず否らざれば折角の成法も徒法に屬するのみ發布して行はざれば發布せざるに如かず然るに曩きには明治十六年布告第六號石油取締規則あり此法外國人に對し完全に實施し得ざるの事情ありしやに聞かざるに明治三十三年公布の法律第三十七號感化法も今復た此轍を履まんとしつゝあるが如し何んとなれば公布後已に五年に垂んとして未だ之れが實施を觀る能はずとは實に慨嘆の至ならずや蓋し此感化法たるや時勢不得止に出でたるとは云へ國家事業として必要急施を認めて制定せられたるものにあらざるや況んや近來日に月に其感化を要する行爲ある國民陸續輩出するあるに於てをや殊に教育の必要ある懲治人を監獄なる行刑機關に托するが如きは(現在の効績如何は暫く措き)

今日に於ては已に其當を得ざるのたたるや言を俟 國家の一大欠缺と云はんか願くは此法をして速に
たす故に苟も文明の大帝國を以て世界に雄飛せん 活動せしめよ徒法たるなからしめんことを望む
とする吾國に一の府縣立感化院の設置たもなきは

統計

統計

○明治三十七年八月末日現在全國在監人員表 (△ハ戒)

因刑懲別乳再	事房治留	告人	三十一年八月末日現在		同年七月		卅六年八月		比較	増減
			男	女	末日現在	末日現在	前月ニ比シ	前年ニ比シ		
人	人	人	五〇、四二三	三、〇三四	五三、四五七	五四、〇一五	五三、四七八△	五五八△	二一	
人	人	人	四、二四五	二四〇	四、四八五	四、二三三	七、八〇一	二五二△	三、三一六	
人	人	人	三六二	三八	四〇〇	三九二	二八四	八	一一六	
人	人	人	八一	三	八四	九一	六四二△	七△	五五八	
人	人	人	三九	四一	八〇	八四	一〇三△	四△	二三	
計	計	計	五五、一五〇	三、三五六	五八、五〇六	五八、八一五	六二、三〇八△	三〇九△	三、八〇二	
監	獄	場	五四、二九〇	三、一八五	五七、四七五	五七、八〇九	六一、〇六〇△	三三四△	三、五八五	
留	置	場	八六〇	一七一	一、〇三一	一、〇〇六	一、二四八	二五△	二一七	

(備考)

本表中外國人ノ事實ヲ舉ケレハ左ノ如シ

四人 男三六、内北米合衆國一、澳太利一、露西亞三、清二三、韓八
刑事被告人 男四(清)

○明治三十七年八月末日現在全國在監人員監獄別表

小東市東小	京谷	鴨濱	和濱	橋和	前浦	千水	宇長	甲安	名安	靜名	岐靜	福靜	金福	富金
九三〇	五六二	一、三七九	二、〇三〇	一、四四四	八六三	一、四〇〇	九一四	一、一一一	七三八	一、三四八	五一四	九一〇	二、一二七	八三三
四	人	懲	治	人	刑	事	被	告	人	別	房	留	置	人
一八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六七九	六六	五〇	三三	四八	七七	五九	八六	二〇	四六	一五七	三七	四三	三一	四九
一四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
九三〇	一、二五二	一、三九四	二、〇三二	一、五二八	一、〇四〇	一、一七五	一、〇〇〇	八〇三	一、四三九	一、五四四	九五八	二、三二四	八七五	七四九

放	火	一、九七九	四八八	二、四三七	二、四三三△	一四	三三	三二△	一一
家屋物品ヲ毀壞シ動植物ヲ害ス	九一	三	九四	二〇五	八八△	一一	六	三三	三三
違警罪並ニ廳府縣令違犯	九三	二五三	一、一八六	一、四〇七△	五〇△	三三	六、〇九	三二	三二
以上	列記外ノ罪	一、八七六	一、八七五	一、八六四	二、四四五	九△	五〇三	五八△	一三六
總計		五、〇四三	五、〇三四	五、〇三七五	五、〇四五△	五五八△	三	二、四五七	三二

海外通信

○磐井宗成氏(元教諭師)の書柬

度修寸箋候陳者時下殘炎漸露軍と共に退却金風颯々梧葉遶陽となく落ち且晡凌能御座相成申候處尊臺愈御幸福御起居被爲在奉南山候

我皇軍連戰連勝遶陽既に陥落旅順全滅將近御同慶に奉存候 爾後御疎音に打過多罪御海容被成下度候

次に迂勅從軍已來無異勤務罷在候間乍他事御安意賜度候獄事上御指導其宜を得て近來各監在監人減少の趣爲斯道爲國家大賀至極に奉存候 儲戰況の事御報道申上げんかとも奉存候得共并は各軍よりの公報及其他情報の方邊に迅速且つ的確

詳密に御高知のことならむと存じ徒らに蛇定を加す候唯茲に清國獄制の一斑及法律上の現況一二見聞の儘御報道奉申上候是とも御參考處か御一笑の價値だも無之事ながら清國は能く如斯舊慣古式の儘を改良せんどもせず墨守し得らるゝものと坐る感心の餘り鈍筆を顧みず御報道奉申上候 一日閑を得て當岫巖州の監獄を觀察せんものと存じ通譯官村田小十郎氏及支那人某との案内を以て推參致候處監獄として別に獨立せる官衙あるに非ず岫巖州門衙内刑房と云へるが即ち牢獄にて我國舊時の牢獄よりも一層不完全なる一層慘酷を極めたるものに御座候 先づ其順序として岫巖衙門の狀況より申上げんに衙門は岫巖城内關帝廟の前面に位せる一大建築物にて周圍の煉瓦塼は最も嚴重なるものに有之候

前門、中門、奥門、の三大門中央に屹立し前門に奉天省岫巖州衙門と大書したる壁額あり此處に番兵五六歩哨の任務を執り居れり(此歩哨時々腰掛臺の上に横臥し高聲にて眠居り或時は高聲に放歌し居るを實見せり)

門房は露國の横暴を憤慨し流涕しつゝ物語致候談話了りて宋門房の案内にて牢獄を參觀することとなり中門に戻り申候清國官衙には何れにも六房とて我國の諸課諸局の如きもの有之候即ち

迂勅等 此處に到たるに案内者中門の傍に門房室あり(門房は我受附の如き者か)茲に案内せられ門房宋紹武と云へる者迎接せり依て名刺を出して來意を告げたるに直に快諾し茶菓を饗せり暫時談話の後宋門房の案内にて奥門内の知州官邸に導けり依て又名刺を出して來意を陳べたり知州の官姓名は

- 一、吏房 職員課の如きもの
- 二、兵房 兵事課の如きもの
- 三、工房 土木課の如きもの
- 四、戸房 稅務課の如きものにて會計及糧穀の事を司る、戸籍の制なし
- 五、禮房 祭式典禮を司る「孔子廟。關帝廟其他の祭典」

藍翎五品銜準補鎮安縣知縣署岫巖州知州張義と申す法性寺入道的の人に御座候(署とは代理の義に有之候) 此張知州は去八月中旬新任致候此處にても又茶菓の饗あり(支那人は仲々氣長に御座候)

- 六、刑房 刑事課の如きもの獄務を斷す
- 右六房にて行政司法の兩政を處理施行致す次第に宋門房の案内に依て刑房即牢獄に到たるに牢門に左の役員居れり

暫時對話の節宋門房の悔談に前知州殷鴻壽氏は露軍の爲に日探なりと疑はれ強ひて五万圓已上の物品を購求し其代價を拂はず且つ馬匹二百頭をも徵收し其上に海城に強拉せられて於今解放せられず依て張氏奉天省の命を奉じて赴任せられたりと宋

總役。值月。管賑。の三吏ありて出入を監視す又獄内に 總巡。值月。管賑。日禁卒の四吏居りて罪人を

看守す

獄内に入たるに膾臘不潔譬へん様なく大小二便の臭氣と罪人身躰より發する臭氣とにて鼻口を撲ち嘔吐を催し申候

罪人の所遇は男房女房の區別あるのみにて既決未決重罪輕罪の區別なく一房牢に囚禁せり唯其區別を見るは重罪囚には枷號とて首枷。足枷を施しありて進退の自由を束縛するを以て重輕の區別あるのみ、囚人の身躰を見るに全身膾垢。頭髮鬚鬢芒々顔色憔悴憂愁に沈み其慘狀實に目も當てられず座に酸鼻を催し申候如何に我國舊時の牢獄と雖も如此醜態慘狀を見ると能はざるべしと存じ申候若し今我國今日の人民を如斯牢獄に拘禁せば一日も生命を維持する事能はざるべしと存せられ申候嗚呼何時の世に至りて清國獄制を改良するの時あるべきや思ふて茲に至れば清國人民程可憐の者は又世に有之間敷と存せられ申候

聞く所に依れば罪人を如此幽閉酷痛苦せしむるは官吏等の收賄を擅にせんとするに出でたるものにて斯く罪人に苦痛を與ふる時は罪人は其痛苦に

堪へずして親戚故舊に通信して賄賂を獄吏に贈らしむるなり(獄中より通信を出すにも賄賂なき者は出すを得ず) 收受したる時は其囚人の痛苦を寛にするなり 如此酷薄極まる牢獄なるに差入物品には何等の制限を設けず烟草も酒類も其他衣服飲食何品にても之を許可す然れども賄賂の多少に依りて許不許は一に刑吏等の隨意勝手なる由に御座候猶甚だ奇怪なるは既決囚に保釋を許す一事に御座候其親戚故舊より賄賂を厚ふして請願する時は其罪質の如何に關せず之を許し甚しきは其保釋は永久となりて遂に不問に流れ終る事多々有之趣きに御座候法律は嚴正に設けあるも其實行に至ては一に官吏の手加減にて寬猛何れにも左右するとは實に喫驚痛慨の外無之否寧滑譬之至りに御座候治獄の方針は無興味無生産的にして作業教誨等の設備は更らに無之候

拘禁囚人の現在員は(八月十五日)男五十三人女三人
○刑名は 死刑(斬首)。絞首(徒刑)(有期無期)流刑(有期無期)答杖罰銀。

○刑期は

本牢獄には十年已下を拘禁す

○罪質は

害命罪。搶去罪(竊盜)搶奪罪(強盜)放火罪。坑欠人債罪(負債を償却せざる罪)略人(拐帶罪)折騙(詐僞罪)毆打罪。大略如此に候

法律 實行の一斑 概略奉申上候

清國の法律は大清律例にて遠くは唐律に依り近くは明律に取り其法を説く詳ならざるに非ず其律を定むる精ならざるに非ず我邦新律綱領の如き亦嘗て參酌折衷せられたりと傳聞仕り居候然れども良例あるも實行せず正例あるも實施せざれば即ち虛法空例と謂はざるを得ず候今や清國人民訴訟の實狀を観察するに實に驚嘆に堪へざる者有之候錢多き者は勝ち錢少き者は敗れ金多き者は責罰せられず金少き者は空く牢獄に死す 茲に先づ刑事訴訟の手續を調査するに凡そ一事件ある時は原告人は其州廳の刑房に到り格式紙と稱する訴訟用紙一枚を受領す此の用紙の定現代金は一枚に付き錢二吊(一吊は我凡そ十錢)或は四吊なり而して此用紙を以て更らに官代書(我邦の代書人の如きもの)の許

に到り訴狀を作らしむ之を呈詞と名く其字數は三百字に過ぐるを許さず是れは舊來の訴狀字數甚多に過ぐるを以て州廳より此制限を定め繁雜を省きたる趣きに候 又官代書は州廳の招募に應ずる者なれども或は其自家に在り或は他に寓するを許し廳内に常詰するに非ず其定規の費金は被告の罪名の輕重に因て異なれり故に罪重きに擬する時は錢八吊或は十吊其輕きは四吊若くは六吊と爲す既に訴訟狀を寫し終るとき外封を用ゆ其上に官代書の關書(印形なり)を捺す此印形の字は其州の知州の親筆を官代書が木版に刻みたるものに限る 原告は此訴狀を携て回事人即ち州廳受附の手を経て進達す回事人は俗に門房と稱し又定規の手續料を請求す 原告人が若し與ふる所の金額少き時は門房は之を遷延して進達せず若し定規より多く與ふる時は即時に進達す州廳の掛官(同知若くは知州)其訴狀を閲讀調査すると同時に原告を班房に押留して看守せしむ班房とは交番所なり是も亦定規の手續料を要請す多く錢を與ふれば相當の保釋人を立て原告をして此班房を出して其自家或は其旅店に

歸らしむ但し遠隔の地に往くを許さず 於是同知若くは知州は簽票と稱する召喚の譚票を快役に交附して被告を拘引せしむ快役の路費は亦原告より支拂ふものなり其多寡は原告の財産家たるを否と快役の人と爲り奈何に在り快役の善き者は要求少く悪き者は甚貪求す又此快役が被告を拘引するや必ず先づ鐵鎖を以て縛せり若し被告にして銀錢を多く快役に與ふれば直に其鐵鎖を解き衙門内の小牢獄に押送す是を封と云ふ封に東西あり罪輕き者は東封に入れ重者は西封に入る此時被告たる者復牢内取締の差役に多く銀錢を與ふる時は罰を受くること輕く與へざる時は重罪を加へらる是れ全く差役一己の意に出でく同知若くは知州の命令に出るに非ず差役は又被告及び原告に對し掛官に回報するに付て又手數料を要求す若し其要求に應ぜざれば何日か法廷を開き裁判するを知る能はず且つ此差役は毎月三組に分ちて毎十日に交番せり故に此差役の交番する毎に手數料を與へざるを得ず斯くして愈裁判開廷審問の時至れば原告の快役は其趣きを原告の家或は旅寓に通知す是時亦定規の入

費を出さしむ之を名けて鞋錢と云ふ又は脚步錢とも云ふ而して對審の時に際し原告私かに掌刑に賄賂銀を與ふること多ければ被告の刑罰を受くること必ず重く若し與へざる時は其被告の所謂必ず輕し此時に際し原被告兩造共競ふて賄賂を掌刑に與ふる時は其罪の輕重は一に掌刑の意見奈何に在り或は又被告にして銀兩あり巧みに謀を運らし掛官に賄賂を與ふる時は掛官は即ち原告を捏造誣告と爲して裁判の言渡を爲す若し又原告にして同手段を行ふ時は掛官は往々私かに衙役に内命して藥を被告に吞ましめ獄中に死せしむ是を牢死と稱す 凡そ同事人は同知若くは知縣の最も信用厚き者に非ざれば此差役と爲る能はず是れ全く同事人たる者に直に原告被告兩造の情狀奈如と孰れが多く賄賂ひ孰れが最も富むと告ぐるを以てなり又被告が平生此同事人たる者と交誼親密なるを知れば起訴せざるに如かざるなりと云ふ事に御座候 民事訴訟の手續も亦此に異ならず凡そ諸商人の間に於て賣掛代金の請求或は貸金請求の事件等にて起訴せんとする時は原告人先づ刑房に到り訴訟用

紙を請け定規の代金を要せずとも原告の手心にて六吊或は八吊の錢を拂ひ然る後其用紙を以て官代書に依頼すること猶刑事起訴の如く且つ又衙門中の經頭書記三班頭に此事件の成立つべき事を求め訴狀には十分に原告の條理ありて被告の無條理なるを陳述す是れ固より公然定規の手數料を請求せざれども暗々裏に其貸借金の請求金高の多少に依りて手數料を請求し其後に至り訴狀を以て回事人に届け出で即時掛官に進達す而して手數料を受けし者は州廳掛官の面前に於て具さに原告の條理正しく被告の條理なき等捏造の語を述べ此時原告は其店の番頭等と呼出して代理せしむることを許し州廳よりは簽票を以て快役に交附し速に被告に傳へしむ此時原告は快役に對し盤費即ち旅費として四吊或は六吊の錢を與ふ若し又此時快役の請求なきも裁判完結の後に及び一時に請求するときは其請求の錢甚多しと云ふ快役の被告の許に至るときは被告は故さらに自家は錢財を惜まらずして吝嗇ならざる等の談話を以て快役に誇り聞かせ錢を與ふると多ければ途中丁寧を取扱ひ若し與へざる時

は催促罵辱す大抵被告富裕にして所有の車あれば此に乗り或は行車を備ふて快役に從ひ出頭す於是被告は斑房に拘留せらるる之を看押と謂ふ此處にも番人あり此番人も或は借錢或は褒賞と稱へ被告より銀錢を與ふる時は拘留中も運動の自由を與へ又其保釋人を宛めて其家或は旅店に寓することを許す若し與へざる時は寸地の運動をも許さず交々罵辱を加ふ然れども杖楚の責問をば爲さず故に時として被告は途中班役の凌辱を受くるを恐れて簽票の到達せざる已前に出頭する者あり又出庭後も多く銀錢を散布する時は其事情を上申し審問の期日を遷延することを得べし此時に當り原告は復た回事人へ銀錢を與へ又は贈物を爲せば急速に掛官に上申し開廷審理す然らざるときは自己が上申せざることを蔽ひ此事件は州廳に於て他に至大の要件あり即時に審問を難開と云ひ又は此事件は當州に於て要件にするすと認定したりと云ひて遷延す如此なれば原告よりの賄賂銀錢少き時は重罪を被告に加へず若し被告よりの賄賂多き時は原告の條理正しからずと判決を下す若し原被告兩造共に賄賂銀等

き時は原告より申立一部條理なし被告の申立一部條理ありと云ひて原被告兩造勝敗無きの裁判を下すなり故に大抵の訴訟は原告の出廳費賄賂銀に費消する所の金額は其訴訟に請求する所の賣掛代金又は貸金の額高より多額に上り得失相償はざるに至る事多々有之趣きに御座候依之觀之は清國現時の裁判法は人民をして假令忍びざる事件あるも寧ろ起訴せざるに如かずとの觀念を起さしめ而して刑は無刑を期すと云ふ古語に誇らんするものには有之かと奉存候阿々察聞疎露なる點は多々免れず候得共御一笑に奉供候右迄先者勿々敬具

囚獄人保護育兒及感化事業

二白迂稱一兩日中に當地出發遼陽に前進の事に御座候
乍恐久保田局長閣下眞木事務官殿へ宜く御鳳聲奉希候 猶海城遼陽等獄狀觀察出來候は御報道可申上候
軸巖の陥落あとに桐一葉
明治三十七年九月二十四日
在小河岳洋先生机下
在 軸巖 磐 井 宗 成 拜

德島縣に於ては郡市長會議を開催し同縣知事より左の出獄人保護に關する協約案を提出し諮詢したるに第八項の所持金送致の件は出監前便宜郵便貯金に預け入れ貯金通帳を市町村長に送付することに修正し其他原案を可決したりといふ同縣知事の自他職務の繁劇を加ふるに拘らず斯業に熱心せらるゝと部下諸彦の盡瘁せらるゝの勞を多謝し其健康を祈ると共に全國府縣の其軌に倣はんことを望むや切なり

○出獄人保護取扱協約案

第一 出獄人に對し一般人民に於て忌避擯斥する弊習あるは再犯防遏の一大障害なるを以て之を觀念を排除するを勉むること
第二 郡市町村に於て衛生其他各種の講話會開催に際しては之を利用して出獄人に對する同情を喚起し其保護誘導の必要を説示することを勉むること

第三 郡市町村に於て保護すべき出獄人は先の大要左の範圍に止むること

一 貧困の爲め犯罪に陥り處刑せられたる者

二 偶發的犯罪に依り處刑せられたる者

第四 保護の必要ありと認めたる者は豫め監獄より其者の性行技藝及特長等を警察官署に通知し警察官署は更に其者の居住地の市町村長に移牒すること

第五 未成年者(殊に十六歳未満の者)に在ては其保護者たる父兄あるも多くは保護監督の不充分なる爲め再三犯罪に陥る者あり是等は郡市町村長又は警察官に於て特に其父兄に對し戒飾注意を加ふること

第六 郡市町村長は一般人民に對し職業の紹介をなすは勿論其部内公共の勞役には勉めて出獄人を使役すること

第七 警察官署長及郡市町村長は出獄人の怠惰又は不良の徒と伍するを認知したるときは之に戒飾を加へ再犯を防遏することを勉むること

第八 市町村長に於て監獄より出獄人所持金の送

致を受けたるときは勿論尙ほ勞働賃金の殘餘あるときは之を郵便局等に預け入れ其預金通帳を保管すること

第九 前項貯金の拂戻を請ふときは市町村長は其事情を審査し己むを得ざるものと認むるにあらざれば之を許さす可成利殖の觀念を誘起することを勉むること

第十 各市町村に於ける被保護人の状態及び其成績は各郡市長に於て取纏め毎年二回(六月、十二月)之を縣知事に報告すること

○茨城縣保護會の成績

同會は去三十二年八月より事業を開始したる以來本年八月十日までに收容したる人員四十三名にして其中親族故舊に引渡したるもの二十一一人逃走して行衛不明のもの十三人死亡一人なり而して被保護人の職業は専ら日傭稼業にして従來の業種は木挽職、大工職、煉化製造、土方、靴職、提灯張、按摩、養豚塲雇人、市内汚物掃除、石油小賣商、農業其他の雜業なり就中養豚業は最も有望にして三十六年中屠殺豚數三十八頭の多きに及び同年末

現在は五十二頭にして創業以來最も純益多きものなるより昨年十月より七箇年の契約にて三反三畝歩餘の畑地を借入れ養豚舎を改築したるに移轉後其發育著しく佳良なりといふ

○秋田縣陶育院規程及現況

秋田縣陶育院は感化法及感化法施行規則に基き設立したるものにして教化の方法は家族制度に由りて感化し其年齢及び學力に應じ小學校又は中學校の程度に準據し普通教育及び農業園藝等の實業を授くるものなりと其教科目、一週教授時數及び業務時間左の如し

●教科目	教授時數(尋常)	教授時數(高等)
修身	三	三
國語	一一	八
日本歴史	一一	三
地理	一	三
算術	六	四
理科	一	二
圖書	一	一
唱歌	一	一

體操 二
實業(農業工業) 一八
業務時間 四月より九月に至る 十月より三月に至る

起床 午前七時より 午前八時まで

洒掃 午前七時より 午前八時より

朝食 午前八時より 午前九時より

學業 正午より午後一時まで

晝業 午後一時より午後四時(二十分休憩) 同上

實業 午後四時より午後五時より

沐浴又は沐浴 午後五時より午後六時より

夕食 午後六時より午後七時より

學業 午後七時より午後八時半まで

自修 午後八時半 午後九時

就寐 午後八時半 午後九時

同院の確守事項、懲戒方法及び衛生事項は左の如し

し又は之を受取るべからず

一 許可を得ずして新聞又は雜誌を閱讀すべからず

●懲戒方法

一 院生の敏化は徳義の制裁によるべしと雖も必要と認むるときは左の懲戒を加ふるものとす

一 休憩時間を與へたる事

一 三食以内食量を減する事

一 十二時間以内端座せしむる事

●衛生事項

一 新入院生は健康診断をなし沐浴せしめたる上之を收容す

一 院生の衣類寢具は日光に曝し又時々洗濯するものとす

一 院生の入浴は毎週三回とす

一 但し季節により増減することあるべし

一 院生の理髪は毎月一回とす

同院に收容せる現在院兒は六名にして何れも飲食物果實其他屋外竊盜の盜癖若くは前科あらざるは

なく中には竊取の目的を遂げんが爲め放火の罪惡を爲せるものあり而して此等不良少年の罪惡は父母の素行修まらざるに起因せるもの又は父母あるも盲目若くは家に在ること極めて稀にして監督の及ばざるものにあらざるはなしといふ

雜錄

○東京便

香川又二郎

秋高馬肥の季節と相成候處瀧の川の紅葉向島の百花園又は團子坂の菊人形も稍見頃と承り候例年の當地なれば老幼の俗客も郊外の散策に杖を曳くへきに候へ共今年には空前の大戦争を目前に控へ怒々花見でも有間敷と申合せねと差控ゆるにや花のお江戸も花信に乏しき感有之候、當地へは昨今戰地よりの傷病者續々送還せられ各病院に收容せられ候もの有之親族舊故は之を慰藉すべく奔走候もの數多有之候諸處の花壇の寂寥を覺へ候も一は之れか爲めなるべくと存候

今回の戦役は過去十年前の征清役と輕重難易は同日の比較には相適はざるにも拘らず軍資恤兵に國民の義捐せる金額は十年前に下れりとのことに候之は何等の原因に歸するや唯世上一般不景氣との單調子を以て答へ得へきや不景氣といへば過去征清役の當時も今日と同様若しくは甚しかりしかと推斷致候殊に今回戦役の當初一時呼聲高かりし事業緊縮も近來漸次に緩く相成又旅順浦鹽兩艦隊逼塞して海上權を掌握致候結果内外貿易も舊態に復し金融も活氣を呈し候とのことに候へば左程悲觀的には無之顧ふに國庫債券の募集郵便貯金の勸奨に應じ若くは從軍者の家族扶助等財囊を傾くるもの多々有之候爲り軍資金恤兵金に捧ぐることに寡きに至れるものなるべくと推察致候或は征清役の連戰連勝と今日までの連戰連勝に狂れて放漫に流れたるにあらざるかと云ふが如きは事實を曲解せるものとは存候へ共此處戒筋を要すへきことと存候然るに昨今喜ふへき現象は當地諸官衙の吏員有識の人士によりて企てられ候、諸官衙に於ては各自應分の恤兵資金を醸出することに協議せられ既に

司法省内及當地裁判所監獄職員に於ても納付の手續を完了せられ候全國監獄に於ても其數に漏れざることと存候果して其義舉も候はし監獄協會若くは其筋に其額を報道し中央に於て集計せらるることとし永く紀念と被致候ては如何や又國民後援會に於ては滿韓の曠野に起臥せる將士の酷寒を忍ぶの勞を顧たんかために國民を醒覺して毛布を醸集致候滿洲の寒氣は目今我内地の十二月一月の交にて六花翻々征衣を露すものありとのことに候得は國民後援會の企劃は機宜に適したるものにて當地に於て今日まで蒐集したる數は六萬五千餘の多きに上れりと申すに候へは締切までには全國を通じては若干なるへきか莫大の數を得べくと存候、斯の如く國民は温情熱誠を以て後援たらんと期するにも拘らず茲に又た他の一面には之を好機として暴利を貪らんとし毛布の價格を普通取引價格の三割乃至五割甚しきは二倍に暴騰せしむ尙日々艱上げに汲々たる奸商有之候は言語間斷眞に國家の蠹賊なりと申すの外無之錙銖の利を爭ふは商人の常なりとは申候もの國民の至情より進れる熱血

を啜らんとするは何等の没曉漢なるや世は澆季なりといふと雖ども斯くも濟度し難き惡徒の輩出するは吾人の耻辱此上もなかるべくと存候斯る事例は屢々經驗せられたる處にして後援會の之れを豫測し相當防止方法を講せざりしは千慮の一失ならんも社會の制裁微弱にして公德の衰頹甚しきを證する義とにて司法斷獄の諸士の須らく細密の觀察を要する所ならずや、法律は原と人爲の準繩なり編綴精緻を極むと雖も天網の疎にして漏さるるに及ばざるや遠し法網は猶蛛網の如く大なる虫は之を破り小なる虫は捕はるるの例證も有之候固固に蠢動しつゝ法網に柔順なる者は總て毒蛇なりと速斷し得ざるは勿論饑へて糟粕を甜めんとし捕はれて一期を過つものも少からず候へば強ち彼等の罪のみを憎まず其反面には國民の熱血を啜りて自己の口腹を満たさんとする痴漢の跋扈跳梁する状態を顧みるどころなかるへからずと存候若し斯る忌むへき勢力の逆襲せるに省みるなきときは鐵窓に呻吟せる小虫は哀れなる聲と冷かなる笑を以て其無能を嘲らんか由來犯罪の減少を謀るは行刑當局

者のみを責むへからず社會も其責を分たざるへからずと云ふ所以のものは棲むに家なく饑ゆるに食なきも社會は之を救護せず窮極罪惡を犯し捕はれて獄に下り又獄を出つるや社會は彼等に家を給せず食を與へす止むなく再び三たび罪惡に陥るものなれば一半の責は社會にありとの義に外ならず之れか爲め免因保護を唱へ少年の感化を云爲するものに候へども有識の士の奮て醒覺を與へんとする社會の一部分は他人の苦樂は齒牙にせざるのみならず悖德汚行至らざるなきものあるに意を用ゆる者幾人あるへきや更に斯る無情無慈善の族輩を感化せんとする道德家は幾人あるへきや出獄人の保護に授職救貧等社會事業の勃興を望むは勿論に候へ共德義の頹廢せる社會の惡分子を減少撲滅するの必要亦大なるべくこれ犯罪の萌芽を未然に豫防するの趣旨に適する義と存候口に精神修養を唱へ胸に社會改良を描き若くは政治の可否を論議するの人士は小策を上下するを已め先つ自己身邊に隱見出沒せる右等卑近の事實を論議し探究すること肝要かと存候、之れが研究の一端として貧民生活

の有形無形の事實と中流以上の生活状態の夫れとの比較觀察より始められ候得は諸氏の賢明なる必ずや得る處渺からざるべく思考致候試に附近の貧民窟を巡察し其状態を研究施設せられんこと希望に堪へす候蓋し社會改良政治家を以て任する人士の民の疾苦を訪ふが如きは當然の責務と存候當に社會改良政治家を從應するのみならず世の教育家、治獄の職に在る諸士の一顧を煩し度候、以上は奸商の所業に就き感ずるところあり獄裡に起臥せる可憐兒に同情を要すへき點を指摘せんとして不覺筆端を岐路に曲げ候段多罪御海容被下度候擧筆頓首(今月十二日稿)

○田舎たより

秋風春雨樓主人

○救罪軍の帷幄は濟々多士、殊に俊髦不少と承及候。別天將軍去て、武藏の野、群馬何ぞ空しからむ。今や秋風に嘶く千里の聲、頓に詞壇の玉露を驚かすの概あり。かくてこそ救護班の人々も、勇み立申候。多謝々々

○旅行は耳目の洗濯、精神の滋養にて候。一年三

百六十五日、社會の縮寫圖中に働き候身にとりては、旅行より與へらるる教訓は、實に多大なるを覺え候。遠方に行かれずとて、左迄不足は無之候。燈臺の下暗きは、耳目の痲痺を惹起申候。

○先づ管内巡視を有効に、健全に、周緻に遂けたらん曉には、日常執務の上に、多量の油を注ぎ、幾多の動力を増し、直接に、間接に裨益を受くへきは當然の儀に候。罪の生ずる土地を知り、罪を扱ふ人物を見、罪の誘因たる風俗産業民度を詳にするは、實に旅行の賜にあらざるや。

○況んや、恩典出獄人の近狀を察し、監視執行の實況を觀、警察當局者の行刑思想を啓き得るをや。年々歳々、一巡を要するは、冗費繁文に似て、大に然らざる所以、亦茲に存し候。

○若し夫れ、途上の史跡を尋ね、旅館の翁媪と語り、勝山に迎へられ、名水に送られ、松風琴を拂ひ、溪流玉を碎くが如きは、是れ「尋常一様窓前月」と一般なるへきも、平生の境遇に於て、周壁の一角に青山を望み、接見の雲時に自由民と面する身にとりては、詩味津々、實に「才有梅花便不

同」の感あり。旅行の限りなき樂なることは、益軒翁の金言、吾を欺かず候。

○願くは、各監の巡視たよりを協會誌上にもおしして、土産の交換をなしては如何、「請始從隗」と答度存候も、猶ほ臆面に堪へず候。勿々頓首

○八王子女監の過去及現在の狀況(承前)

八 女 生

女性に於ける故殺罪は多くは嬰兒壓殺にして何れも私通の結果懷妊し生出兒の處分に窮し斯の罪科を犯すに至れるものなれば其犯情頗る惻諒すべきもの多き而耳ならず方法手段も略は同一に出で、大差なく從て犯由も至つて單純にして他の犯罪の如く多岐複雑に涉れるもの甚だ鮮なし中には公然夫を有する身なるにも拘はらず所謂背に腹は代へられすと云へる世の諺に洩れす生計貧困の餘養育するの資力に窮し之れか生出兒を殺害するに至り又は一時の憤怒及び其他の事情に出づるものなきにしもあらざるも其數極めて多からず今本罪に於ける二十五人の者に就て其の犯由を區分すること

左の如し

生出兒の處分に窮したるに出で

たる者

十一人

養育困難に出でたる者

七人

憤怒の情禁し難きに出でたる者

二人

性來慳貪なる上一時の怒りに乘

一人

したるに出でたる者

一人

嫉妬の情禁し難きに出でたる者

一人

貴子の處分に窮したるに出でたる者

一人

世間の迷惑を除き自己の苦境を

一人

脱せんと欲したるに出でたる者

一人

他人の相談を受け情誼上辭し難

一人

きに出でたる者

一人

嬰兒殺と其他の者の區別

一人

嬰兒殺 十八人 其他の者

七人

私通と私通に非らざる者の區別

七人

私通に出でたる者

十三人

公然夫を有する者

五人

私通は文字自体の示せる如く淫奔の結果に出づる

もの多きものゝ如し淫奔に流るゝは素より本人の性情に在るは勿論なるも家庭の不完全又は必要な監督を怠りたるに因るものなしとせず今私通に因り故殺罪を犯せし前掲十三人の者に就き之を調査せしに家庭の不完全に因るもの五人必要な監督を怠りたるに由るもの八人あり而して殊に此の犯罪者に限り其の面貌の醜なるもの他の犯罪者に比し極めて少數なるも亦大に關係あることゝ信す美人は身を保ち難しとは蓋し此間の消息を穿ち得たる謂にはあらざる乎

私通に因り懷妊したるものゝ出産當時及其前後に於ける狀況に就て取調へたる事實の梗概を述べん
 出産は女子一生の大厄とも稱すべきものなれば分娩時は云ふに及はず其前後及妊娠中に在ても最も重き注意を要すべきものならんと信す故に普通一般妊娠中は妊婦をして成る可く過度の心勞過度の運動等避けしむるは勿論歩行及び飲食物に至る迄注意を加へ特に分娩時の如きは百事妊婦以外の者の力に依て爲り殆んど妊婦をして無爲無心の境遇に在らしむるの注意を拂ふ而耳ならず分娩後に

て分娩し其儘該生出兒を堀中に投入して殺害し何氣なき態度にて主家に歸り平日に異ならず主用を辨し居たり又或者は炬燵に暖を探り居たる際産氣を催ふし其場にて分娩し父母及其他の人に認められんことを恐るゝの餘り直に其生兒を懸殺し之を屋外に持出して土中に埋り以て何氣なき装ひを爲し居たり或者は便所に到り産氣を催ふし同所に於て分娩し家人に覺知せられざらんことを欲し直に其の生兒を壓殺して糞地に投入し平日に異らざる態度を装ひつゝありたるなり彼等は普通人の殘忍酷薄爲すに忍びざる所を敢てして遲疑せざるもの其行爲憎むべくして又慙むべからずや

○臺北監獄職員の官話講習

同監獄職員は覆審法院通譯陳文溪氏を聘して官話を研究し居れるが何れも多少土語に通し居るを以て其進歩も一層速にして開筵以來未だ半年に達せざるも既に日常の用語に差開へざるまでに習得したりといふ就中某々二氏の如きは官話通譯として北産の地に出發するに至れり

○警監講習會の新事業

第十七卷 第十號

雜 錄

六一

在ても相當滋味に富める飲食物を給し三週日の間産所に安臥静養せしむるは何人も通常實行しつゝある一般の注意に過ぎずして生活の程度個人の性質身体の強弱及出産の難易等種々の狀況に依り是以上の注意を加ふると殆んど無限なき者の如し然るに憐む可し彼等私通に因り懷妊したるものゝ境遇は如何彼等は素より正義を守らず貞節を破り自ら招きたる應報なりといへども其内容に於ては實に人情忍びざるもの存す彼等は何れも私通に因り懷妊したるの故を以て人目を憚ること甚しく父母あるものは云ふに及ばず兄弟姉妹及朋友其他の人に至るまで勉めて之を覺知せられまじと思ふ心中の煩悶懊惱は到底局外者の得て豫想し能はざるものあり爾かり彼等は斯かる可憐の苦境に在るを以て普通妊娠中に要する注意を拂ふこと能はざるは勿論分娩時の如きも凡て他人の手を借らず私かに己自身に於て處置し而かも分娩後直に平日の態度に復し以て一定の業務に従事す之れ豈常人の敢て忍ぶべき通態なりや或者の如きは主用を帯びて歩行の際産氣を催ふし人なき途上に於

豫て神田區猿樂町十五番地警監講習會に於ては數月前より巡查看守志願者の爲めに採用試験に必要な學科の講習に努めつゝあり其成績頗る見るべきものあるより今回更に事業を擴張し警部看守長の養成をも爲すことゝし法學博士水寛人氏及び府下警察監獄現任専門家に委嘱し實地教授を爲し且つ遠隔者の爲めに一月二回講義録を發行し大に斯業を研究せんとする者の利便を圖ると云ふ

○仙臺分監の同志會

仙臺監獄を廢止し仙臺分監と改めたるに就ては舊監獄以來勤績の看守諸氏は舊來の紀念として同志會を組織し互に慶吊相救護する方法を設けたりと

○女囚携帶乳兒保育會

京橋區築地三丁目十五番地の女囚乳兒保育會は創立以來二年餘にして日尙淺きを以て大數に普及すること能はざるも知名婦人の熱心に補助するありて日本橋區高砂町醫師外浦氏夫人之れを擔當せるものなるが托育の際は憐れ瘦せ衰へし稚兒なりしも放免せられたる母親に返還する際には色素一變肥肉滿々たる愛兒となりしより母は自分の子に

あらずとて雲時引取りを逡巡せるもありとかや斯の如きは保育會の効蹟現はれたるのみならず母親をして前非を懺悔せしめ感化の導火となるへし、吾人は同會の基礎鞏固にして貴婦人の後援少からざることなれば軍國の時局に鑑み漸次事業の擴大を圖るに至らんことを望むものなり

○食慾を催進せしむへし

食慾が消化を助け消化に對して緊要にして且大なる關係を有する事は世人の熟知する所なるが此頃露國の或研究家は數多の人に就て味覺、視覺、聽覺等の諸種の方法に依りて食慾を催進せしめ置き其胃液を試験したるに其分泌の量多きのみならず鹽酸とペプシ子を最多く含有し居たりと然れば食慾を催進せしむるは食物消化に密接の關係を有し之に反し己れの好まざる時又は好まざる物は貴きものと雖も消化遲鈍なること明なりといふ

○車上の押送に就て

囚人中相當の理由なく上訴若くは故障を申立て他の裁判所に送致せらるゝの途中に於て逃走を圖るの例珍しからざるとなるが近來往々警察署より警

察署監獄又は監獄より監獄裁判所へ流車にて押送の途中車窓より脱走を遂けたるものあるを聞くは頗る遺憾とするところにして必竟戒護の注意周到に於ては出づるものなるへし之れが防止方法の一端として山口監獄に於ける如く豫め點燈の準備をなし流車の隧道内を駛走する際の如き其動作を注視するに便ならしむるの注意は最も必要なり殊に多數囚人を押送するときに於て一層其缺くへからざるを認むるものなり

○物品出納に就ての注意

山口監獄に於ては物品の保管使用上に就き擔當者及使用者を戒飭し物品引換の如きも親しく其破片を實見し破損の事由を審かにするにあらざれば使用者の請求に應ぜざることしせりといふ之に就き有力なる其筋の人の談に據るに全國諸監獄に於ける事務中物品の保管は極めて困難にして動もすれば不整理に至ることあり歐洲の監獄にては少數の人員を以て着々事務の進捗を圖りつゝありて物品の如きも其保管使用上に慎重の注意を以てし消耗品の如き例へはランプの拖傘「ホヤ」の如きものゝ

引換を請求するも破損せる切片を拾集し其原狀を認め得るにあらざれば引渡しを爲さず我國にては消耗品は物品會計官吏又は擔當者より使用者に引渡したる後は之れか使用如何は使用者の任意にして破損廢棄の事實あれば更に引渡を請求するには其屑片を示さざることあり假令其破片を認むるも之を原狀に擬するの注意をなすものは絶無なるべく又進て其使用の適當なりや否やを糾すことなかるへし單に消耗品のみならず机椅子の如き備品の保管使用に就て見るも物品會計官吏より物品擔當者に引渡るゝまでは帳簿上に於ても左まで不整理の廉なきも擔當者より使用者に引渡し供用せらるゝ後は少しく注意を缺くときは亂雜に至ることなしとせず今山口監獄に於ては經費節減の旨趣より出でたる注意ならんも監獄經濟の點のみならず事務の整理は勿論細事微物も等閑に付せざるの習慣を養成するに至るを以て自己の什物を扱ふか如く慎重ならざるへからず云々と語れり

○軍用被服の裁縫に就て

自今酷暑の地に遠征せる兵士の被服の調度に就て

は軍事當局者に於て頻りに其設備を急ぎつゝありて既に各地方廳に於ても之れか裁縫方を調諭せる趣なるも容易に所要を充たし難きより陸軍當局に於ては全國監獄の囚徒にして裁縫の素養ある者又は修養の見込ある者の供給を得んか爲め其筋へ交渉せられ且各師團に宛て監獄へ交渉し需用に差闕へなからしむへき旨通牒せられたりと云ふ右に就ては各監獄に於ては各師團經理部より交渉ありたるときは可成其要求に應じ調製上充分の督勵をなすべく又交渉なきときは監獄より進て引受方を交渉し便宜を謀るへし若し師團所在地外の監獄にして各自に注文に應ずるときは材料の受授製品の受渡等より運搬上の不便尠からず徒に日數を費すことありて相互の不利益もこれあるへきを以て斯の如き場合には師團所在地又は便宜の場所へ裁縫工に充つべき囚人を移し引纏め注文に應ずるの方法を講ずるは妨げなきのみならず彼我の利益なるへきにより右等の關係監獄に於ては互に協議を遂げ軍國事業の上に囚徒を利用するに遺憾あるへからずとの旨趣にて一般に通牒せられたりと云ふ因に

各監獄に於ける軍需被服額裁縫に供し得へき人員は其素養ある者及び修養の見込ある囚人は少くも千人を下らずと

○司法部内高等官の茶話會

司法省高等官及在京有志の諸氏は時々茶話會を開催さるゝことに協議せられ既に本月一日其第一回を開催せられたるが席上原胤昭氏は其主管に係る出獄人保護の状況殊に出獄婦女の救護方法に就き詳細説明する處ありしに列席せる諸氏より深き感動を以て迎へられたりといふ因に波多野法相には熱心に傾聴せられ痛く同情を表せらるゝありて同氏事業を資けんがため即座に金三十圓を義捐せられたりと

○岡山森田典獄の永眠

典獄森田重行氏は明治十一年より獄務に執掌せられ山梨静岡兩縣典獄を経て現職に轉せられ斯業に盡瘁するところ尠からざりしに宿痾益へす終に氏の訃音を傳ふるに至れり今や内外多事の秋に際し斯好手腕家を失ふ吾人は斯界のため哀悼に禁へざるなり

○食料品調製に就て

八王子分監炊女生報

當監の女囚拘禁となりてよりは最早一年の星霜を経たること故何か大方の御参考となるべきことを報導せんと相考へ候も彼の下手の考体むに似たりとか申すこともあれば先つ考へ事は後日のことと爲し爰に此頃炊場にて始めて食料品の内豆腐及蕪の二品を炊事婦をして試作せしめしに成績至て好良又其方法たるや實に簡易なれば御参考迄に報導致し候若し未だに試作なき向に於て幸に御採用の榮を蒙らば女生の本懐之に過ぎず候今其成績を左に示さん

豆腐製作成績表

一豆腐	參拾六挺	當監製造一ケのもの
内 價	但し壹挺に付金參錢貳厘五八其大さ市中と同じ	
品 目	數 量	金 額
大豆	七升六合五勺八九	八九五

一金二錢七厘五〇〇	當監製造一ケのもの
差引金二錢九厘三七五	純 益

○監獄製品の陳列販賣(甲府監獄所報)

同監製作品陳列場に於ける販賣の状況は益好況にして就中桶建具靴紙類の如きは最も好評を博し賣行頗る良好なり今同陳列場開場當日の販賣點數を聞くに左の如しといふ

開場月日	販賣點數	同上價格
第一回 四月一日	八六二	七二、三七〇
第二回 四月十五日	一、一〇二	八〇、九九四
第三回 五月一日	七九三	九八、八五五
第四回 五月十五日	八三二	八七、七五五
第五回 六月一日	六六一	八五、七〇五
第六回 六月十五日	一、五二九	一七六、八〇五
第七回 七月一日	九二九	一〇四、一六五
第八回 七月十五日	一、〇九六	一四〇、八四〇
第九回 八月一日	八七二	三九、四一九
第十回 八月十五日	八二五	九九、九二五
第十一回 九月一日	一、二一〇	九七、五四〇
第十二回 九月十五日	八二八	一二七、〇七五
合計	一、五三九	一、三一一、四四八

○會員の戦死

徳島監獄看守泉常寛氏は旅順方面各地に轉戦し遂に小孤山の役に戦死、同監獄看守島崎惣太郎氏は大白山東方高地の激戦に於て頭部に負傷し治療中

者 鹽	三合	一〇〇九
胡麻鹽	三勺	一〇一八
粉 糖	二勺	二〇〇一
石 炭	五十斤	一、二五〇
計		一、一七三

對 照

市價一挺のもの
一金參錢貳厘五八 當監製造のもの(二丁)
差引金貳錢七厘四二 純 益
右參拾六挺を計算するときは實に金九十八錢七厘一二の純益にして市價の約二分の一なり尙ほ豆腐売西買三百匁を産出す之を市價に換算せば金二十一錢五厘
合計純益一圓二十錢二厘

即ち一挺に付三錢三厘四二

備考 市中に於ては大豆一升を以て豆腐五丁を製作するを常とせりと聞く當監に於ても追々熟練を経れば市中と同様に製作するを得べし
豆腐製作成績表
一 蜀 貳ケ一ケに付金二錢七厘五
但し此景目一ケに付六百五十匁

品 目	數 量	金 額
蜀 粉	二十八匁	〇五二二六〇
石 灰	一勺	〇〇三三三〇
石 炭	八十匁	〇〇二二〇〇
計		〇五五〇一〇

對 照
一金五錢六厘八七五 市價一ケノモノ

の處遂に起たす神戸監獄看守林幾次郎氏は西幡龍山に於て同監獄看守西脇健治松江監獄看守伊藤榮一郎安濃津監獄看守伊藤勝之亟の三氏は遼陽附近の戰鬪に於て戦死せられ又千葉監獄看守片海岩吉氏は常陸丸遭難に際し戦死せられたり

諸氏の略歴

伊藤榮一郎氏は三十二年入營三十二年北清事變に出征し戰功に依り勳八等に叙せられ後陸軍歩兵伍長に進み三十五年十二月退營三十六年二月看守を命ぜられ勳中本年四月召集せられ同八月二十四日軍曹に任ぜられ、伊藤勝之丞氏は三十五年四月看守を命ぜられ勳務中本年三月召集せられ林幾次郎氏は二十八年十月一日入營同年十二月除隊歸休二十九年五月大阪府看守を命ぜられ三十年十一月兵庫縣看守を命ぜられ爾來勳中本年四月召集せられ、西脇健治氏は二十九年十二月入營三十二年十一月陸軍歩兵軍曹に進み三十三年十一月滿期退營三十四年二月看守を命ぜられ勳中本年六月召集せられ、片海岩吉氏は後備輜重兵一等卒にして三十五年三月看守を命ぜられ本年二月召集せられたるなり

左に徳島地方部野崎宏氏所報に係る泉常寛島崎惣太郎兩氏の平生、並に松江地方部所報伊藤榮一郎氏安濃津地方部所報伊藤勝之亟氏の戦死状況を摘録す

今回日露の戦役に於て當地方部より會員二名の戦死者を出したるは遺憾の次第に候得共願みれば當地方監獄在職中より孰れも特色あるの人物一朝陣頭に立つて勇氣凛々彈丸雨飛の間も常に怒々逼らざるの態度を以て歴戦功を樹てられ遂に名譽

の死を遂げられたるは大に兩君の績に謝する次第に有之候左に據て御通知致置候記事以外の者を摘録して更に御通報候也

休職徳島監獄看守陸軍歩兵伍長島崎惣太郎君

君ハ幼ニシテ父母ヲ失ヒ専ラ姉ノ教養ヲ受ケ稍長スルニ及ヒ早ク詳童中ニ頭角ヲ顯ハシ將來有爲ノ材タルヲ豫見シ得タリ云フ然レトモ艦艇不遇天未ダ君ニ幸セズ遂ニ艦ヲ徳島監獄ニ奉ス性烈トモ艦艇細察ノ質ナリ然レトモ亦タ細事ニ拘泥セズ其職ニ在ルヤ専ラ未ダ丁年因ノ教育ヲ司リ淳々トシテ徳島マスメニ囚人ノ救養スル所トナル宜ナル儉察ニ在ルノトキ常ニ亡父母ニ仕フル猶生ケルガ如ク思日必ス其嗜好セシ處ノモノヲ自ラ製シテ佛前ニ供セシト云フ其軍ニ從フヤ旅順方面ノ攻撃ニ從事シ各地ニ轉戦シ遂ニ八月八日小孤山ノ戦ニ砲創ヲ受ケ陣没セリ同君ガ戦没數日前戰地ヨリ徳島監獄員ニ送ラレタル經緯ヲ手翰ヲ登載シテ同君ノ平素ヲ知ルハ是又吾人ガ同君ノ英靈ヲ吊スルノ一端ナランカ

編者白、同君よりの通信は彼我兩軍戦鬪の状況を極めて詳細に報道せられたるものなるも遺憾ながら其全文を登載し難きに依り左に其要を摘録することとせり讀者諒焉

我軍は旅順に接道せんが爲めに命が全軍に下つた一同初陣のときであるから理髪もし身作も清め精神も他汚れ物を洗滌して死様を醜からぬ様にした翌日我前兵が鶴冠山附近に達した時に始めて敵の一部隊と衝突したが敵は微弱であるから少しの抵抗もなく退却したから漸次進むと高約三百六十五米突の高山が聳峨として突出し其頂線は敵の砲兵陣地らしいから我軍は此附近に砲兵陣地を掘付くるや否砲門を開いた一發山も砕けよと轟々たる響きを砲頭に殘して高山の頂敵の砲門らしい處に達するよと見る瞬間頭に煙花の様に爆發雨霰の如く其附近に散亂した響くこと夫れが敵の砲門であつたので敵は周章張頓といふ有様敵は直に退却したが彈丸は少しも我れ

氏治健脇西(三) 氏那大斐林(二) 氏那一榮藤伊(一)
氏亟之勝藤伊(七) 氏吉岩海片(六) 氏那太惣崎島(五) 氏寛常泉(四)



任看守長十級俸
長崎監獄詰チ命ス(十月四日)
依願免本官(十月五日)
依願免本官(十月五日)
依願免本官(十月五日)

陸叙高等官六等
八級俸下賜
陸叙高等官六等
九級俸下賜(以上九月三十日)

任特許局事務官兼農商務省參事官
年俸七百圓下賜(以上十月一日)
大臣官房會計課長兼務チ命ス(十月三日)
三級俸下賜(十月四日)

監獄警 宮川嘉久職
監獄警 大串榮太郎
司法書記官 赤星典太
司法書記官 柏原興次郎
典獄 森田重行

監獄協會記事

例規に依り久しく休會せし本會茶話會を九月十八日開會したるに當日は前後の天候に似ず暑氣甚しかりしにも拘らず多數諸氏の會合せられ開會前基面に鳥鷺を争ひ諸雜誌に頭腦を翹み若しくば新聞紙號外を讀て快談湧くの概ありしが午後二時に至り河野純孝氏の假出獄に就て、原胤昭氏の出獄人

保護殊に出獄婦女の保護に就て、留岡幸助氏の同保護事業に於ける歐米の實況及所感、藤澤正啓氏の婦女出獄後の成蹟に就て講演あり終て留岡氏の注意もあり出獄婦女の監督保護は各種慈善團體又は矯風會等の方に依るの便宜且功果あるを以て本協會にては歐米に於ける是等事業の團體組織を調査し小冊子を作りて右等の團體に配付することし且其保護取締の方法等は次回まで宿題とし諸氏の研究を煩すことし散會したるは午後五時十分なり

當日來會せし諸氏左の如し

石澤謙吉、小河滋次郎、藤澤正啓、千頭正澄、有馬四郎助、豊野胤珍、留岡幸助、原胤昭、山本徳尙、和田千松郎、島田榮造、河野純孝、安永虎雄、武田憲安、下野了政、内田駒太郎、田中城、中谷一夫、香川又二郎、原善藤、金澤公樹、不動藤太郎、津之地佐一、安松貫、小林益三郎、淺田廣輔、愛甲長義、石島興、田中一雄、引野辰司郎、蘭平田彦次郎、大橋敬二、山本千代楠、尾崎民藏、君塚庄次郎、近藤直定、大津隆岳、井出彌作、渡邊久太郎、松井鏡次郎、岡野常正、川畑省海、阿形悦三、武元金之助、山崎豊藏、森田榮次郎、兒島三郎、西村利平、内藤宗木之丞、青柳竹之助、逸見祐之助、多田善太郎、高橋竹次郎、鈴木伊三郎、三星庚吉、中村安之丞、澤田利喜三、山本中野安、徳富綱江、大月要之助、矢作辰五郎、小野倉太郎、吉野山、中野萬吉、折居季雄、吉野七之助、井上葉良、勝田市平、權山三平

會告

吊慰金贈與之部

報告地 地方部長	該當規則條項	在職年數	贈與金額	職名	姓名
青森地方部長	第三條第九號第三	十六年餘	金拾圓	故青森縣看守	葛西敏之丞氏遺族
靜岡地方部長	第三條第九號第四	六年餘	金六圓	故靜岡縣教諭師	野村 哲成氏遺族
東京地方部長	同	六年餘	金六圓	故警視廳看守	志賀 重介氏遺族
岡山地方部長	第三條第九號第三	二十一年餘	金拾圓	故岡山縣看守	山田 勇氏遺族
金澤地方部長	第三條第九號第四	二十一年餘	金拾圓	故金澤監獄看守長	小島 義則氏遺族
三池地方部長	第三條第九號第三	五年餘	金拾圓	故三池監獄看守	吉岡 秀真氏遺族
小菅地方部長	同	十七年餘	金拾圓	故東京監獄看守	江見源次郎氏遺族
新潟地方部長	第三條第九號第四	二十三年餘	金拾圓	故小菅監獄看守	飯島源次郎氏遺族
山口地方部長	第三條第九號第三	二十一年餘	金拾圓	故新潟監獄看守	加用柔三郎氏遺族
善所地方部長	第三條第九號第四	八年餘	金拾圓	故善所監獄看守	竹内憲三郎氏遺族
高松地方部長	第三條第九號第三	十年餘	金八圓	故高松監獄看守	平居熊次郎氏遺族
名古屋地方部長	第三條第九號第四	五年餘	金五圓	故愛知縣看守長	小瀧 芳次氏遺族
千葉地方部長	同	六年餘	金七圓	故千葉監獄看守	川崎 貞治氏遺族
福岡地方部長	同	二十六年餘	金拾圓	故福岡監獄看守	島田 繁八氏遺族
靜岡地方部長	第三條第九號第三	二十三年餘	金拾圓	故靜岡監獄看守	中村 博氏遺族
金澤地方部長	同	十九年餘	金拾圓	故福岡監獄看守	川勝 廣成氏遺族
鳥取地方部長	第三條第九號第四	八年餘	金八圓	故鳥取監獄看守	阿部健三郎氏遺族
岡山地方部長	第三條第九號第三	十年餘	金八圓	故岡山監獄看守	竹下初太郎氏遺族
廣島地方部長	第三條第九號第四	九年餘	金六圓	故廣島監獄看守長	岡本 運兵遺族
市ヶ谷地方部長	同	十六年餘	金八圓	故廣島監獄書記兼看守長	那須 峯氏遺族
堀川地方部長	第三條第九號第三	十四年餘	金八圓	故堀川監獄看守	永原 尙史氏遺族
新潟地方部長	同	十九年餘	金九圓	故新潟監獄看守	中西峰太郎氏遺族
鹿兒島地方部長	同	十八年餘	金拾圓	故新潟監獄女監取締	朝倉 宗作氏遺族
			金拾圓	故鹿兒島監獄看守	三宅 スレ氏遺族
					岩切九之進氏遺族

明治三十七年十月二十日

發行所
印刷所

東京市麴町區飯田町五丁目三十番地
東京市京橋區三十間堀二丁目一番地
發行人兼編輯人 磯村政富 監

印刷人 磯村允貞
教 協 社會

會費送付方

肩書	宛名	振込局名
東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地	監獄協會委員 藤澤正啓	神田一ツ橋郵便受取所